

「フランス・ニューディール」

政策に関する一考察

村 岡 ひとみ

〈目 次〉

- I はじめに
- II 1929年世界市場恐慌とフランス資本主義
- III フランス・ニューディール政策の経済的根拠とその意義
 - (1) フランス・ニューディール政策の展開過程
 - (a) 購買力理論と恐慌克服政策
 - (b) 政府財政と中央銀行信用
 - (2) フランス・ニューディール政策の意義と限界
—平価切下げ以後—
- IV おわりに

I はじめに

1929年世界市場恐慌は歴史上未曾有の規模で爆発し、世界資本主義は根底から震撼させられることになった。資本主義的再生産が自ら創出した慢性的かつ構造的な過剰生産力と過剰労働力の排出に帰因するかかる体制的危機への対応形態として、各資本主義国において、いわゆる国家独占資本主義政策がその歴史的諸条件に応じ特殊個別的に展開されたのであった。こうした世界史的動向の中でフランス資本主義も恐慌克服、物価安定、完全雇用の達成という時代的要請を受け、国家権力を権力に中央銀行信用を動員し、財政金融政策の発動による国内資本蓄積の促進という体制維持政策の採用を余儀なくされることになったのである。

しかしながらフランス資本主義の再生産構造の特殊性は、他の資本主義国におけるごとく金融資本自らの主体的かつ積極的なイニシアティブによる国家の経済過程への介入を結果させなかった。すなわち生産と資本の集積・集中の相対的低位性=金融資本の国内支配体制の後進性と脆弱性、国内市場の狭隘性と輸出市場の不安定性、その最も象徴的かつ表層的現象形態である短期資本輸出の巨額さというその再生産構造の特殊性ゆえに、資本家側の階級的譲歩のもとにいわゆる資本主義の構造改革を標榜するブルム Blum 政権の主導によるかかる歴史的課題の遂行がなされたのである。従って、結論を先取りするとブルム政権の政策理念の如何にはかかわりなく、その経済政策は第二次世界大戦以後完成された国家独占資本主義体制の⁽¹⁾枠組み創出という歴史的役割を担ったものと評価できる。換言すれば戦後の国独資的蓄積機構はブルム政権の経済政策との形態的連続性を保証される過程で成立し得たのであり、その意味で 1936 年 6 月から翌年 6 月まで成立した、いわゆる第一次ブルム内閣の経済政策=「ブルムの実験」は、国独資的蓄積機構整備にとっての原点的意味をもったものといえる。

ともあれ、資本主義体制の構造的変革をも主張した政権の媒介なしには 1930 年代危機下でのフランス資本主義の延命は望み得なかつたわけであり、この点にこそフランス資本主義の矛盾の発現形態の特殊性、さらに、その基本的な再生産構造の特殊性の問題が横たわっているのである。と同時に、結果的にはかかる政権に国家の経済過程への介入による過剰生産力と過剰労働力の処理を担わせたという資本主義的再生産の一般的法則の冷酷なまでの貫徹が。

従って、そこにはブルム政権を歴史的に登場させた経済的根拠=再生産構造の特殊性の問題と、そのブルム政権が国家信用一銀行信用一産業資本の有機的連関を如何に形成し、かつ如何にそれを恒常的な資本蓄積の横杆として機能させ得たかの評価=資本主義的再生産の一般的法則の

問題とが同時存在している。それ故に、本稿の課題は、ブルム政権の成立という歴史的事実の中にフランス資本主義の構造的問題が、赤裸々に語られているとの基本視角の下に、「ブルムの実験」と称される「フランス・ニューディール」⁽²⁾政策の実態究明を通じてその歴史的意義を明確にすると同時に、フランス資本主義の再生産構造の普遍性と特殊性の解明をも試みようとするところにある。

※いわゆる両大戦間期のフランス資本主義に関する日本での研究は、漸くその端緒についた感がある。その数少ない研究を整理すると、フランス資本主義の「停滞性」の問題、すなわち、一方での「高利貸的帝国主義」規定と他方での国内における中小企業および農民層の広範な存在に対する評価をめぐって見解がわかれており、結局、かかる両大戦間期と第二次世界大戦後の現代資本主義との有機的連関を如何に整合的かつ説得的に論証しうるかにその所説の評価がかかっているといえよう。本稿の課題の意義を更に深めるうえで、代表的な所説を検討してみたいと思う。ここでは新田俊三氏と佐々木建氏の所説をとりあげて検討することにしたい。

まず新田俊三氏の言うところから見ていく。新田氏は、フランス資本主義においては、19世紀後半には銀行資本と産業資本の集積・集中が進み、独占資本主義段階に突入したが、しかし「フランス国内の産業の未発展は、フランスの金融資本を海外の国債、株式への投資に向かわせ、その寄生的性格を強めた」（新田俊三『フランスの経済計画』日本評論社、1969年、9頁）と主張される。つまり、工業生産、労働生産性、国民総生産のいずれをみても、第二次世界大戦直前までそれらは1910年の水準を保持しており、かかる工業生産力の停滞性および経済構造の後進性は、内在必然的にフランス金融資本をしてその寄生的性格＝高利貸的性格を強めさせたというのである。独占資本主義段階での高度な資本集中・集積にその発

生基盤をもつ資本輸出とは異なり、フランスでの巨額な資本輸出は、結局「本国の再生産構造から切断された形で存在し、寄生的な性格」（新田俊三「フランスの『経済計画』と国有企業」『唯物史観』第1号 1965年 148頁）をもつものとされる。すなわち、国内での独占的蓄積機構の成立から排出された「過剰資本」の輸出——「利潤を生む資本」としての資本輸出とは異質の、独占資本の拡大再生産には包摂されえないものと把握されている。そこから新田氏は、国内における再生産構造と貨幣貸付資本との有機的連携の脆弱性を導出し、第二次世界大戦前におけるフランス資本主義の「停滞性」の真因をみんとする。それはさらに、かかる論理の延長線上に、第二次世界大戦以後の国有化および「経済計画」を権杆として、いわば典型的な発展をみたフランス国家独占資本主義体制の措定を試みんとするのである。ここに至って、「国内産業の未発展」「停滞性」と驚異的発展を実現した戦後フランス資本主義との接合の論理をどこに見い出すかが氏にとっての次の問題とならざるをえない。新田氏によれば、第二次世界大戦による「フランス経済の壊滅状態は、がえって戦前の体質を根本的に改める絶好の機会」（新田俊三、前掲書 12頁）となり、「戦後のフランス資本主義の再建は、国家の手でフランス内外の資金をフランスで生産力化するという方向に、その特色を求めることができよう。フランス資本主義は國家の機能を通じて戦前の再生産構造から脱却し、国家独占資本主義へと構造変化を遂げていく」（新田俊三、前掲論文 148頁）ことになるのである。従って、国有化および「経済計画」は戦前の再生産構造との決定的訣別をもたらす権杆的役割を果した経済政策として位置づけられている。

さらに言えば、国内産業資本の未発展性ゆえに、戦後の国独資的蓄積機構が国家のイニシアティブのもとに成立したと整理できよ

うか。第二次世界大戦の意義をフランス資本主義の歴史的断絶の作出の中にみ、両大戦間期と現代資本主義との不連続性の中に、フランス資本主義の今日的特徴をみようとするのである。

要するに新田氏の所説は、産業資本の未発展（広範な中小企業の存在）→外国公債への貸付資本形態での資本輸出=高利貸的金融資本という周知のシェーマを前提として論理展開されたために、再生産構造の側面からの内在必然性の究明が追求されずに、独占的蓄積機構が何故に国家を包摂せざるをえなかったかの論理上の曖昧性を残すことになったと総括できよう。

次に佐々木建氏の所説を見ていくことにする。佐々木氏はかかる周知のシェーマに対する無原則的迎合を批判し、自らの論理の分析視角主張の経緯を次のように述べている。つまり「『高利貸的帝国主義』規定への無原則的依存、それを基軸とした硬直的な型把握は、現代フランス資本主義の主体たる金融資本の支配を過小評価し、従って第二次大戦後の国家独占資本主義体制の確立過程がまったく主体ぬきの生産力発展政策の展開としてしか見えられないという結果をもたらしているように思われる」（佐々木建「第二次大戦前におけるフランス資本主義の分析視角—いわゆる「高利貸的帝国主義」の規定をめぐって—」 大阪市立大学商学部『経営研究』第101～103合併号、1969年9月 196頁） こうした研究動向を憂慮して自己の分析視角を次のように措定する。「『高利貸的帝国主義』規定は、20世紀初頭の世界経済における列強間の相互関係（傍点一引用者）を規定しているものであり、当時の帝国主義世界体制の存在形態との関連で理解さるべき規定であり、そのような関連の中でフランス帝国主義の当時の対外寄生の特質を析出した規定」（佐々木建 前掲論文 199頁）であると主張される。従って、佐々木氏にあっては、かかる規定はそのまま一国金融資本分析に適用すべきもの

92 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

ではなく、「高利貸性」はあくまでも独占資本主義段階への移行以前の、あるいは移行期の過渡的な特殊性とのみ理解されているのである。

それでは佐々木氏は、フランス資本主義に対する従来の伝統的な方法論の根本的否定の上に、いかなる論理構築をなそうとしているのか。すなわち両大戦間期のフランス資本主義の本質はいかなるものと把握しているのか。佐々木氏によれば、フランスでは第一次世界大戦以後急速な金融資本の支配確立がなされた。すなわち、機械工業、金属工業、合成ゴム、自動車、造船業などの重化学工業部門の急速な発展が産業構造におけるこれらの部門の比重を高め、従来の基幹的産業部門であった奢侈品・繊維産業の位置に取って代わり、重化学工業部門を基軸とする資本蓄積が展開されることになった。従って、第一次世界大戦以後フランス資本主義の本質は根本的修正をみたとされるのである。（佐々木建「フランス金融資本成立過程をめぐる諸問題—統計分析を中心として—」大阪市立大学商学部『経営研究』第104～106合併号、1970年3月参照）

このように、佐々木氏は、フランス資本主義の再生産構造の特殊性を強調する見解に対し、いわば資本主義の経済発展法則—生産と資本の集積・集中による独占形成→銀行資本と産業資本の融合癒着による金融資本の確立—の一般的・普遍的貫徹をフランス資本主義の中にも看取せんとするのである。こうした資本主義発展の一般的法則の確認は、それ自体で既に、いわゆる通説に対する強力なアンチ・テーゼの措定を意味するものであった。それ故、以上にみてきたごとく、新田氏が国内資本蓄積の低位さゆえに、いわゆる特殊な再生産構造の存続=「高利貸」規定の有効性を主張したのに対し、佐々木氏が金融資本の確立による特殊な再生産構造の消滅=「高利貸」規定の無効性を主張したこととは、フランス資本主義研究に新しい

い分析視角を提起したものといえよう。

佐々木氏によって提起された分析視角は、従来軽視されてきた国内産業資本の蓄積構造に照明を与え、その側面からの内在必然性の追求によるフランス資本主義体系の立体的な全体像構築に多大な貢献をなしたと評価できる。しかしながら、こうした評価を与えつつも更に次のような問題が残るようと思われる。すなわち、資本主義の世界史的発展という視点からすれば、フランス一国のみがその歩みから全く無縁に存在できるはずはあり得ず、その意味では、こうした国内資本蓄積の展開過程の分析それ自体は、あくまでも全体像構築にとっての基礎的作業であるといえる。佐々木氏の場合、従来の「高利貸性」なる定式を意識しすぎるがゆえに、フランス資本主義の一般性・普遍性をあえて強調せざるを得なかつたのであろう。がしかし、かかる論理展開には、国民経済の自然史的発展のみが「一面的」に強調される危険性が潜んでいるように思われる。換言すれば、佐々木氏にあっては、資本主義の一般的法則の抽出にのみ専念し、その法則の具体的態様、普遍性と特殊性との問題、世界経済との有機的連関における国民経済の位置づけなどの点が未整理のまま放置されているように思われる。

かかる問題点は、1930年代の世界的危機の中でフランスにおいて、何故ブルム政権が成立し得たのかといった、筆者自身の問題意識にも大きな係わりをもってくる事柄である。国内における生産と資本の集積・集中による金融資本の成立・強化を基本的認識としつつも、かかる論理展開からは、ブルム政権の登場が導き出し得ないのもまた否定できない事実であって、筆者はブルム政権の歴史的登場の中に、フランス再生産構造の「特殊性」をみると同時に、その軌跡の中に「特殊性」の否定の論理をもみようとするものである。その意味では両大戦間期を通じて「高利貸的帝国主義」規定がいか

94 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

なる変容を遂げることになったのか、すなわち、フランス資本主義のいわゆる外部的蓄積構造の変遷過程を明確にする必要がある。要するに国民経済と世界経済との有機的連関の分析の媒介なしでは、フランス資本主義の再生産構造の十全なる理解は不可能なものと考えるわけである。

〈註〉

- (1) 第二次世界大戦以後フランス資本主義の再編強化過程は、国有化政策を中心とした「近代化計画」の実施による技術的・組織的後進性からの脱却への意識的試みとして展開された。従ってフランスにおいては国有部門が国民経済全体の中で大きな比重を占め、それに対する金融資本の支配強化という形態を通じて国家への一層の寄生を行なうという独特な国独資的蓄積機構が確立したのである。国有部門は現在、基礎産業、戦略産業、金融機関というフランス経済の中核的産業を掌握している。国有化の歴史的経過をたどれば以下のとくである。まずフランスの代表的自動車メーカーであるルノー自動車の国有化一对独協力者の資産の無償国有化の典型一を皮切りに（1945年1月16日法）、航空会社三社（エール・フランス、エール・ブルー、フランス大西洋航空）（1945年6月26日法）、フランス銀行・四大預金銀行（クレディ・リヨネ Crédit Lyonnais, ソシエテ・ジェネラル Société Générale, パリ割引銀行 Comptoir national déscompte de Paris, 全国商工銀行 Banque nationale pour le commerce et l'industrie）（1945年12月2日法）、電力・ガス（1946年4月8日法）、主要保険会社（1946年4月25日法）、石炭（1946年5月17日法）と続々と国有化が実施された。その結果、1962年には、国有企业による生産高の全生産総額に占める割合は、石炭・電力・天然ガス・カリ肥料で100%，航空機の60%，自動車の30%を占め、その他鉄道輸送、国内航空運輸の大半、さらに銀行預金総額と保険料の50%という集中を示している。国有企业の現状と問題点に関しては次の著作を参照せよ。堀田和宏『フランス公企業の成立』（ミネルヴァ書房、昭和49年）、新田俊三『フランスの経済計画』（日本評論社、1969年）、林雄二郎編『フランス経済の現実と展望』（東洋経済新報社、昭和42年）、大月高『欧米諸国の金融制度（上）西欧編』（大蔵財務協会）、B. Chenot, Entreprises Nationalisées（長谷川公昭訳『フランスの国有企业』白水社、1967年）、佐々木建『現代ヨーロッパ資本主義論』（有斐閣、昭和50年）、Henri Claude, La concentration Capitaliste-Pouvoir économique et pouvoir gaulliste, Paris, 1965（牧野純夫・上杉聰彦共訳『フランスの独占資本ードゴールの経済的基盤』法政大学出版局、1968）。

年)

(2) アメリカのルーズベルト大統領の主導の下に実施されたニューディール政策は初期ニューディール期といわれる1933年3月から1934年初頭までと、1934年以降1940年6月までのスパンディング政策期という2時期に一般に分類されている約7年間にわたって展開された経済政策の総称である。こうしたアメリカでのニューディール政策を模範としたといわれるフランスの「ブルムの実験」は、1936年6月4日ブルム内閣の成立から1937年6月22日財政危機に対処するための財政全権法案の上院での否決→内閣総辞職にいたるおよそ1年間の短期間ににおける経済政策でしかなかった。従って「フランス・ニューディール」政策の意義と限界を十全な形で究明する上で、一定程度の制約は覚悟しなければならないであろうが、逆説的な見方をすれば、ブルム内閣の短命さそれ自体が、我々に問題の核心を非常に説得的に語っているといえないであろうか。

II 1929年世界市場恐慌とフランス資本主義

第一次世界大戦は、生産手段と労働力の大量破壊および大量消耗という社会的再生産に対する激烈な爪痕を残して終焉した。特にフランスはドイツに占領され、あるいは直接戦場となつたため生産能力は壊滅的影响を蒙った。こうした客観的な歴史規定のもとで、戦後復興が開始されたが、政府財政の破綻状態は、戦後復興費をドイツからの賠償をあてにした赤字財政—その財源は、フランス銀行の法定発券限度の増額と引き換えにした政府貸上げ金の増額と公債発行—によって賄うことを余儀なくし、その結果激しいインフレーションが惹起されたのである。

フランスは戦前巨額の長期資本輸出国であり、その資本輸出形態も、直接投資形態ではなく、専ら安定した利子を供給する外国公債に対する投資という貸付資本形態を特色としていた。第一次世界大戦はこうした巨額の対外債権を喪失させ、特に1917年ロシアにおける社会主义政権の成立は、資本輸出総額中大きな比重を占めていた対ロシア債権の無価値化をもたらしたのである。⁽¹⁾かかる苦い体験は、第一次世界大戦後資本輸出形態を、長期資本輸出から短期資本輸出へと決定的に転換させるこ

96 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

第Ⅰ表 フランス長期対外投資の地理的分布 (単位 億フラン)

国 别	1900年	1914年
ロシア	70	113
トルコ (アジアおよびヨーロッパ)	20	33
スペイン, ポルトガル	45	39
オーストリア, ハンガリー	25	22
バルカン諸国	7	25
イタリア	14	13
スイス, ベルギー, オランダ	10	15
その他ヨーロッパ	8	15
ヨーロッパ	199	275
フランス植民地	15	40
エジプト, スエズ, 南アフリカ	30	33
合衆国, カナダ	8	20 ⁽¹⁾
ラテン・アメリカ	20	60
アジア	8	22
合 計	280	450

出所 : Feis, Europe, the World's Banker 1870-1914, 1930, p. 51

(1) オーストラリアを含む

とになった。こうした短期資本輸出形態への転換は、戦時における政府による対外借款の厳しい制限=長期資本輸出の規制（戦後においてもなお存続した）によって更に促進された。⁽²⁾かかる法的規制は多額の公債の低利借替を容易にするという政府自らの必要性により実施されたものであり、戦時中取引所に於ける外国証券の新規上場を禁止（戦後も持続）し、外国債所有に対しては高率の所得税を課すなどの措置が講じられた。⁽³⁾

戦後インフレーションは、結局短期資本形態での対外資本流出を惹起し、その流出額は 1924—1926 年には 400 億フランから 500 億フランもの額となり、その大部分は民間資本の逃避であった。かくして、フラン

第Ⅱ表 1898～1930年の鉱工業生産指數の変化 (1913年=100)

(ウエイト)	一般指標(100)	機械工業(34)	金属工業(6)	繊維産業(24)	採取産業(8)	建設(修正済)(16)	皮革(8)	合成ゴム(2)	紙(2)	鉄加工(28)	自動車(1)	銅加工(4)	造船(1)
1898	61	33	39	90	76	—	—	43	28	31	46	45	
1905	71	46	53	86	84	77	—	68	47	46	54	31	
1913	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
1919	57	58	29	60	44	16	102	305	51	57	69	43	
1920	62	63	41	66	52	27	88	233	65	62	64	85	
1921	55	60	41	52	58	23	75	230	50	54	238	47	114
1922	78	79	61	84	67	37	94	359	60	73	255	72	78
1923	88	90	68	83	80	58	103	516	80	82	310	98	51
1924	109	123	94	88	94	74	110	538	77	113	422	134	44
1925	108	115	101	91	104	80	104	502	83	104	461	122	56
1926	126	132	113	97	114	114	128	599	90	122	543	122	48
1927	110	114	112	98	117	80	103	547	83	107	524	81	44
1928	127	138	125	99	117	97	130	587	87	128	610	118	40
1929	139	157	129	92	123	122	119	861	106	145	657	144	47
1930	140	157	125	65	123	137	110	896	130	147	637	130	58

出所：Annuaire statistique de la France, 1929, p. 59.

Alfred Sauvy, Histoire économique de la France entre les deux guerres (1918—1931), 1965, pp. 465～466.

スは、第一次世界大戦後国際金融市場の流動性維持にとって不可欠な多額の短期資本の供給を担うことになったのである。すなわち、ニューヨークおよびロンドンに流入したフランスの短期資本は、アメリカおよびイギリスの金融機関をして、短期および長期対外投資を可能ならしめたのであり、その意味では、フランスは戦前、戦後を通じて国際金融市場において一貫した資本供給国として重要な位置を占めたと言いうる一資本輸出形態は異とするが。従って、第一次世界大戦後の社会的再生産は、このような対外短期債権の巨額の存在という外在的規定のもとで再開されることになったのである。

98 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

激しいインフレーションを随伴しながらも経済復興にはめざましいものがあり、第Ⅱ表にみられるごとくフランスは1924年には戦前水準に復帰している。その後フランス資本主義は急速な発展を示すが、特に、1926年のいわゆるフランの事実上の安定=ポアンカレ・フランによつて、その基盤整備がなされたことが決定的意味をもつたのであった。かかるフランの事実上の安定は、1928年6月25日付法律による追認を受け(=いわゆる法律上の安定)⁽⁴⁾、こうしてフランスは金本位制への復帰により名実共に戦後貨幣政策の終了段落を迎えたのである。特に1926年のフランの事実上の安定は、戦後フランス経済に決定的影響を与える、この年を分水嶺としていわゆる戦後復興期との実質的訣別がなされたのである。

1926年7月22日挙国一致内閣として成立したポアンカレ内閣は、次の3点にわたる経済政策を実施し赤字財政克服を試みた。——①重税政策、②償還金庫 Caisse d'Amortissement の設立⁽⁵⁾、③フランの事実上の安定。このような経済政策のなかで特に償還金庫の設立は、短期流動公債、特に国防公債管理のために国家収入財源の一部委譲一例えは、煙草専売事業収益、相続税、不動産その他からの収益一を認められ、3年間に約320億の公債償還を実施し、赤字財政の克服に大いに貢献した。また、1926年8月7日付法律は、フランス銀行による金および外国為替の購入を公認し、その購入の見返りとして発行される銀行券を最高発行限度額とは独立に取り扱うことを規定した。かかる法律の意味するところは、政府がフラン安定の責任をフランス銀行に負わせたところにある。こうしてフランス銀行は、1926年12月23日以後同行の定めた割合で同行に提供されるフランを自由かつ無制限に売買するとの声明を発表し、最終的に對英124—125フランで事実上のフラン安定が実現したのである。⁽⁶⁾

ともあれ、戦後インフレーション期の終焉、加えて世界資本主義が再

建金本位制の確立によるいわゆる「相対的安定期」の時期を迎えたことによって、かかる経済環境の中でのフランの事実上の安定は、1927年106億フラン、1928年36億フラン、1929年25億フラン、1930年92億フラン、1931年284億フラン、1932年24億フランという巨額の短期資本の流入を必然化させた。⁽⁸⁾ 短期資本の流入の内実をみれば、大部分はフラン動揺時代に国外逃避したフランスの在外民間短資の引揚げと一部外国短資のフランスへの逃避から成っていた。こうして流入した巨額の短期資本は、フランス資本家や外国資本家による外国為替のフランス銀行への売却という経路を辿り、フランス銀行は1926年8月から「法律上の安定」の日である1928年6月25日までに260億フラン以上の外国為替を購入することになったのである。⁽¹⁰⁾ またフランス銀行は取得した外国為替を金に換えはじめたために、その金保有高は急速な伸びを示した。⁽¹¹⁾

第Ⅲ表 フランス銀行の金保有高 (単位 百万フラン)

	1928年 6月25日	1929年末	1930年	1931年	1932年
金 準 備	28,935	41,622	53,563	68,481	83,128
要求払在外資金	15,984	7,281	6,795	13,040	2,934
買入外国手形	10,545	18,750	19,379	7,560	1,287
計	55,464	67,653	79,737	89,081	87,349
銀 行 券	58,772	67,769	76,155	83,547	82,721

出所：十亀盛次「仏蘭西の貨幣銀行制度と金融市场」一元社、昭和12年、80頁

こうした巨額の金を信用創造の権杆として生産および資本の集積・集中が一層強化され、独占化が急速な進展をみせたのである。⁽¹²⁾ 特に第Ⅱ表が示すとく、機械工業、金属工業、合成ゴム、鉄加工、自動車、銅加工などの重化学工業部門の発展はきわめて顕著であり、このことはフランスの産業構造における重化学工業部門の比重の圧倒的高まりを示唆するものである。すなわちフランスの基幹的産業部門が従来の奢侈品・織

100 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

第IV表 フランスにおける銀行信用

(単位 百万フラン)

	1913年		1926年	1929年	1929年の変動率	
	旧フラン	新フラン			対1913年	対1926年
預金・当座勘定	6,760	33,800	32,104	47,525	40.6%	48.0%
割引・貸付 貸越 (当座勘定を含む)	7,435	37,175	28,512	44,406	19.5%	55.7%
投 資 額	279	1,395	530	736	-47.2%	38.6%

出所：トラハテンベルグ著『独占資本主義の貨幣恐慌』（及川朝雄訳、岩崎放送出版会、1971年、216頁）

維産業部門から重化学工業部門へと移行したことを意味する。またこの時期は、諸大銀行による産業融資も盛んに行なわれ、産業と銀行の融合癒着による金融資本の確立・強化がなされた時期でもあった。⁽¹³⁾ 例えば、銀行の信用活動は他の経済部門における発展よりも急速に拡張され、第IV表のごとく1926年から1929年にかけて銀行の預金総額は48%増加、⁽¹⁴⁾ 割引、貸付額は投資額を加算して55.4%の増加を示したのである。

「相対的安定期」を通じて、フランス資本主義は産業合理化と独占化を押し進め、こうした国内資本蓄積の旺盛さは銀行による潤沢な貸付資本供給に裏うちされていたのである。銀行資本と産業資本の有機的連関

第V表 フランス市場における有価証券発行高の変化 (単位 百万旧フラン)

	内国有価証券	うち株式	外国有価証券	計
1892	567 (65.1)	139 (15.5)	331 (36.9)	898(100.0)
1900	1,243 (70.1)	645 (36.4)	529 (29.9)	1,772(100.0)
1910	1,816 (41.3)	741 (16.9)	2,580 (58.7)	4,396(100.0)
1913	2,680 (65.1)	1,136 (27.6)	1,438 (34.9)	4,118(100.0)
1924	17,558 (98.3)	7,839 (43.9)	301 (1.7)	17,859(100.0)
1929	23,249 (96.2)	18,262 (75.6)	908 (3.8)	24,157(100.0)
1931	18,732 (83.3)	5,386 (24.0)	3,758 (16.7)	22,490(100.0)

出所：Annuaire statistique de la France, 1966, p. 532.

の確立は、従来のフランス資本主義特有の再生産構造の実質的修正を意味するものであった。換言すれば、従来のフランス資本主義は国内産業資本の未発展性ゆえに、「過剰資本」の海外投資、つまりプチ・ブルジョア層の蓄財にその主なる基礎をおく銀行資本の巨額な資本輸出—外国政府債投資という貸付資本形態での一を必然化させ、そのことが、結果的に国内産業資本の要請に答えうる近代的銀行制度を確立させ得なかつたのであるが⁽¹⁶⁾、こうした構造的欠陥は第V表でも明らかなごとく、「相対的安定期」においてほぼ修正されることになったのである。すなわち、第V表はフランス金融市场における有価証券発行額の動向を示し、その中で国内有価証券、特に株式発行の比重の高さ、それと対照的な外国有価証券の比重低下によって資本の集積・集中過程の急速な進行—金融資本の確立と同時平行的に、大銀行の資本蓄積が国内の工業における資本蓄積を権杆として展開する方向へと転化したことを示唆している。このことは、いわばフランス銀行資本の「高利貸性」の「稀薄化」を意味するものといえよう。従来の貸付資本形態での資本輸出による外部的蓄積構造=対外的寄生構造は、金融資本の国内支配体制の強化によって質的变化を経験しつつあったのである。

だがフランス資本主義の再生産構造に生じた質的転換の兆候は、1929年世界市場恐慌の席卷に遭遇する過程で後景に追いやられることになった。

1929年秋アメリカでの取引所崩壊に端を発した世界市場恐慌は、その歴史上未曾有の「激烈性」および「深刻性」により全資本主義世界を震撼させた。資本主義諸国間の不均等発展に規定されて、恐慌は各国間、各産業部門間に不均等に侵透していったが、しかし1931年末には全資本主義諸国がその根底から動搖させられるに至った。こうした世界市場恐慌は、貨幣を媒介とする世界的信用連関の部面に深刻な影響を与える、1931年5月13日オーストリア最大の銀行であるクレジット・アン

シュタルト Oesterreichische Kredit-Anstalt の破綻を契機に、ヨーロッパにおいて本位貨恐慌の爆発をみた。資本主義の全般的危機下でのこうした通貨安定の瓦解である本位貨恐慌は 1931 年 7 月 15 日ドイツ・マルク、1931 年 9 月 21 日イギリス・ポンドの金本位制離脱を余儀なくさせたのである。特に、国際金融市场において中軸的存在であり、かつ国際的決済手段としていわば世界貨幣的役割を果していたポンド為替の兌換停止および減価は、再建国際金本位制の主柱の倒壊を意味し、世界的信用連鎖の環を切断する結果をもたらしたのである。こうして一連の諸国の兌換停止がつぎつぎと強制されていくことになったのである。すなわち 9 月中にスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、アイルランド、ボリビア、コロンビア、エジプト、インド、ニュージーランド、パレスチナの通貨がそれぞれ切下げられ、10 月にはカナダ、フィンランド、サルヴァドル、12 月には日本とポルトガルへと波及していく。こうした本位貨恐慌の席巻は最終的にはアメリカの本位貨ドルをも襲うことになり⁽¹⁷⁾（1933 年 4 月 19 日）、こうしていわゆる再建金本位体制は短命の中⁽¹⁸⁾で終焉することになったのである。

かかる情勢の中で、フランスの諸大銀行および民間資本家はその在外短資を引き揚げはじめ、また、1920 年代末には金融的に世界最強国の一つと考えられていたフランスに、安全を求める外国資本の多くが逃避はじめた。さらに、イギリスをはじめとする資本主義諸国の金本位制離脱に対抗して、フランス銀行が多額の手持外国為替を清算する政策転換を実施したため、フランス銀行の金準備は 1932 年 12 月 2 日には 831 億 2,800 万 フランという最高額を記録したのである。

しかし、フランス資本主義は世界市場恐慌と無関係に存在し得るわけはあり得ず、他資本主義諸国より遅れはしたが、1931 年末にはその影響は明確な形態で顕在化されることになった。フランスでの破産件数は、1929 年 9,881 件、1930 年 9,946 件、1931 年には 11,962 件と増加⁽²⁰⁾

しあじめ、1931年および1932年には「バンク・ナショナル・ド・クレディ」(Banque Nationale de Crédit), 「バンク・ド・ユニオン・パリジャン」(Banque de l'Union Parisienne)⁽²¹⁾なる二大銀行の破産という事態に遭遇し、フランス資本主義は再生産部面および銀行制度をも捲き込む全般的産業恐慌を体験することになったのである。かかる恐慌の蔓延は、輸出の急速な減退と輸入の急増を惹起し、政府による高率関税、輸出奨励金、強制割当、輸入禁止などの諸措置の採用にもかかわらず、工業生産指数は、ついに恐慌前の水準に戻らないままの状態で第二次世界大戦に突入することになるのである。⁽²²⁾この事実から我々は「1930年代の危機」がフランスの再生産構造に対して最も深刻かつ構造的な痕跡を残したものと評価できる。

ポンド為替およびドル為替の平価切下げ実施による通貨安定とフランス国内での恐慌の深刻化は、再びフランス短期資本の海外流出を惹起せしめた（当初は主にイギリスに向けて、1934年のドル平価切下げ後は主にアメリカに向けて）。つまりいわゆる信任恐慌の様相を呈したのである。⁽²³⁾ フランの海外逃避、通貨の国内退蔵—銀行券の退蔵あるいは金の退蔵—として現象する信任恐慌の爆発に対し、政府は割引率の引上げとい⁽²⁴⁾う常套的な金利政策に頼るのみで為すすべを知らなかった。⁽²⁵⁾

1935年6月成立したラバル Laval 内閣は、549の大統領令を發布し、⁽²⁶⁾ フランの海外逃避への対抗策および財政の建て直しを試みた。「通貨の価値下落を避ける為に上下両院は1935年10月31日まで政府に対し、投機を防止しフランを擁護する上で必要なあらゆる手段を大統領令によって行う事を認め、かつこの手段は法律と同等の権威を有するものとする」という6月8日付法律によって改革を実施することになる。⁽²⁷⁾ ラバル政府は国家予算の節約・削減をはかるために国家官吏の俸給および退役軍人の年金の10%引下げを実施したが、かかる節約の効果はみられず、ラバルのデフレーション政策はほとんど効を奏さなかったといえ

る。

ともあれ、いわゆる「相対的安定期」において、産業資本の再生産運動から必然的に遊離休息される利子生み資本およびプチ・ブルジョア層の貯蓄性資金から構成される銀行の貨幣貸付資本と、国内の資本蓄積との有機的連関が恒常的かつ緊密性を有することによって、フランス資本主義は、いわば「高利貸的」再生産構造からの脱却を試みることになったのであるが、以前として巨額にのぼる対外短期資本の存在および1929年世界市場恐慌の爆発による加速度化された夥しい短期資本の流出は、国内資本投資の激減を必然的に随伴しつつ再び「高利貸的」資本蓄積による自らの延命を計らんとするフランス資本主義の姿を浮彫りにさせたのである。換言すれば、後景にしりぞいていたフランス「特有」の再生産構造が、歴史上未曾有の構造的危機に直面し、再び表面化してきたものといえる。かかる変遷をへて登場したフランス資本主義の再生産構造との抜本的対決を試みたのが、ブルム政権の誕生およびその軌跡であった。従ってブルム政権は、巨額にのぼる資本流出という歴史的規定性の中で、フランス資本主義の構造改革を実施することになるが、その政策はデフレ政策の無効性の確認により期せずして国家独占資本主義体制下での財政・金融政策の歴史的先取りを意味し、資本主義の構造的改革を試みながらも、内実はいわゆるケインズ主義の具体化という、資本主義経済の発展法則の時期尚早でありながらも、体現者としての歴史的使命を果すことになったのである。

こうしたブルム政権の理念と現実の齟齬は、そのままフランス資本主義の再生産構造の普遍性と特殊性の反映と把握できるのではないだろうか。次章ではブルム政権の経済政策の具体的検討を試みるなかで「ブルムの実験」の歴史的意義の解明を追究することとする。

〈註〉

- (1) 巨額の対外投資の内訳は、公債投資 166 億フラン、鉄道投資 45 億フラン、鉱山・

工業投資 36 億フラン、土地投資 22 億フランといわれる。また第一次世界大戦による対外投資の損失額は、元利支払停止および価値減少としてロシア 113 億金フラン、トルコ 30 億金フラン、メキシコ 20 億金フラン、バルカン諸国 10 億金フランにのぼるといわれている。（慶應義塾大学金融研究会編『恐慌と世界経済』昭和 7 年 212—215 頁）なお第一次世界大戦前のフランス対外投資の実体に関しては、増田富壽「十九世紀中葉から第一次世界大戦までのフランスの対外投資」（『社会経済史学』第 21 卷第 3 号）を参照せよ。

- (2) United Nations, International Capital Movements during the Inter-War Period, New York, 1949 (楊井克巳・中西直行共訳『国際投資論』日本評論社、1970 年、428—431 頁) 楊井克巳編『世界経済論』東京大学出版会 1961 年、251 頁。
- (3) 勿論、こうした法的規制は 1928 年 フランの 法律上の安定後は次第に緩和されていったのである。特に金の多量の流入は、パリを国際金融市场たらしめんとする試みをおこさせ、その手段として 1929 年以降外国証券印紙税を 4 % から 2 % に、外国投資収得に対する所得税を 25 % から 18 % に、フランス宛外国商業手形印紙税を 0.15 フランから 0.025 フランに各々引き下げたが、全面的な緩和には至らなかった。（十亀盛次『仏蘭西の貨幣銀行制度と金融市场』一元社、昭和 12 年、78—79 頁）
- (4) フランを戦前の金価値の約 5 分の 1 で安定させた。つまり 1805 年の法律によると、一フランは純分十分の九の金 322.585 ミリグラムを含むのに対して、1928 年のいわゆるポアンカレ・フランは一フラン純分十分の九の金 65.5 ミリグラムに匹敵することになったのである。またこの法律は新フランの価値規定の他に、次のような重要な項目を含んでいた。
 - 1) フランス銀行に対し常に少くとも流通兌換券の 35 % 金準備保有の義務
 - 1) フランス銀行に対し金供給毎に、既定の割合で金を買い集める義務、また一定の制限下に要求あり次第兌換する義務
(ヴァルガ、経済批判会訳『世界経済年報』第 3 号、叢文閣、225 頁)
- (5) 正式名称は次のとくである。「国防公債の管理、煙草事業の経営および公債償還のための独立金庫」(La Caisse Autonome de Gestion des Bons de la Défense Nationale, d'Exploitation Industrielle des Tabacs, et d'Amor-dissement de la Dette Publique)
- (6) Hon. George Peel, The Economic Policy of France, 1937 (町田義一郎・吉田啓一共訳『仏蘭西最近の財政・経済政策』金融研究会叢書第 9 編、昭和 13 年、132—142 頁)
- (7) 第一次大戦後における資本主義諸国の金本位制復帰はきわめて不均等になされ、

106 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

アメリカは1919年6月、イギリスは1925年4月に各自旧平価での復帰を行い、ドイツは1924年8月新平価で復帰した。こうして資本主義諸国間の世界市場的連関が各国通貨価値の調整の下に成立することになったのである。

- (8) 楊井克巳, 前掲書, 259—260頁
- (9) 但し、なお多量の短期資本が主にイギリスに残されていたといわれる。例えば、1928年末フランス銀行の在外短資330億フラン、大蔵省のそれは約100億フラン、民間のそれは150億フランと評価されている。
Royal Institute of International Affairs, *The Problem of International Investment*, London, 1937 (楊井克巳・中西直行前掲訳書, 219頁), 楊井克巳同上書, 259—260頁
- (10) 楊井克巳, 同上書, 284頁
- (11) フランス銀行の金準備は、戦前フラン相場に対比して評価すると、1927年12月末約160億フランの銀行券流通に対し、金・銀および外国為替は460億フランであり、賠償金庫の負債を算入しても7割の金準備—その中3割7分は地金準備—といわれる(ヴァルガ, 経済批判会誌『世界経済年報』第2号, 叢文閣, 324頁)またフランス銀行に対する外国為替の売却で見逃せない動向は、諸大銀行によるフランス銀行への外国為替の売却である。かかる動きは、再生産運動からの貨幣需要に応ずるために銀行券の獲得あるいは預金創造の必要性の発生と、銀行自体の銀行券準備強化政策の反映であるといえる。
- (12) 資本の集中・集積過程が大経営、つまり少数大企業で集中的に展開された点に関しては、佐々木建氏の次の論文を参照せよ。佐々木建「フランス金融資本成立過程をめぐる諸問題」(大阪市立大学商学部『経営研究』第104—106合併号, 1970. 3)
- (13) 銀行資本と産業資本の癒着の顕著な発展、すなわち金融資本の確立については次の著作を参照せよ。ジャン・ブーヴィエ, 権上康男・中原嘉子共訳『フランス帝国主義研究—19, 20世紀』御茶の水書房, 1974年, 132—135頁
- (14) トラハテシベルグ『独占資本主義の貨幣恐慌』(及川朝雄訳, 岩崎放送出版会, 1971年, 217頁)
- (15) 島田悦子氏によれば、第二次世界大戦以前のフランス鉄鋼業は、ドイツ、ベルギーとの比較において遙かに小規模・分散的であり、独占企業の集中化つまりカルテル化においても非常に微力であったといわれる(島田悦子『欧州鉄鋼業の集中と独占』新評論, 1970年)またヴァルガも同様にドイツに比較してのフランス工業の後進性を述べている—「北フランスの炭坑に於ける鉱山労働者一人の労働賃銀は目下36.91フラン即ち約6.15マルクである。即ちルール鉱山で支払われる9.44マルクの賃銀の3分の2にもならぬ。それも従来フランスには全くなかつ

た社会的諸負担を考えに入れないでである。それにも拘らず産出石炭一噸当たりの賃銀費は、フランスに於てはルール地方に於ける約 50 フランに対して殆んど 59 フランである。非合理的労働方法の結果、坑夫一人当たり一日の算出能率は、西部ドイツの鉱山の 1,132 キログラムに比して僅かに 561 キログラムに達するのみだからである。もしかくしてフランスに於ける貨幣賃銀がドイツのそれの高さに達するならば、フランス石炭の競争能力は一今までえやっと維持されているのだが一完全に消失するであろう。」

(ヴァルガ、経済批判会誌『世界經濟年報』第 4 号、叢文閣、106 頁)

- (16) フランスにおける産業資本と近代的銀行制度との関係については、拙稿、「フランス金融構造の史的展開—クレディ・モビリエ構想の理念と現実の推移を中心として—」北海道武藏女子短期大学紀要、第 5 号の参考を乞う。
- (17) アメリカでは金本位制離脱後、ドルの平価切下げ確定工作がなされた。特に、1933 年 5 月 12 日 ルーズベルト大統領は「農業救済法」(Agricultural Relief Act) に対するトーマス修正法によって平価切下げの必要性を公然化させた。トーマス修正法は、大統領の裁量において (i) 30 億ドルを限度とする国債の買入れ、政府紙幣の発行による通貨増発 (ii) 法定金量の 50 % を限度とするドル減価決定の権限を規定したものであり (牧野純夫『円・ドル・ポンド』岩波書店、29 頁)，この法律の主旨は、最終的に 1934 年 1 月 30 日の金にかんする新しい法律 (Gold Reserve Act of 1934) によって確定された。こうしてドルの金量目は従来の 59.06 % つまり金 1 オンス = 35 ドルに決定されたのである。
- (18) 国際金本位制の崩壊後、1933 年 7 月 フランスを中心とする金ブロック—フランス、ベルギー、オランダ、スイス、イタリア、ポーランドの 6ヶ国—が、為替安定を第一義的とし、金本位制と現行平価擁護のために発足した。しかし金ブロックは発足時から脆弱な体質をもっており、特に 6ヶ国間の再生産構造段階での緊密性・結束性が弱く主に貨幣的金融的結束に依存していたのである。さらに、かかる金本位体制への固執は、国際金本位体制の再建・維持のための客観的経済的条件の喪失段階においては、いわば歴史逆行的試みとも言われうるわけであり、結局、1936 年 9 月 フランス・フランの平価切下げをもって金ブロックは崩壊することになる。
- (19) フランスにおける恐慌発現のかかる遅延性は、ヴァルガによれば次のように説明されている。(i) ドイツの賠償支払いの助けを借りて大戦荒廃地方の復興が行なわれたこと。(ii) フランの安定化が他の諸国より後れて(1928 年) 実現したこと。(iii) フラン安定後に始まった投資の一部が、やっと 1930 年(部分的には 1931 年) になって終了したこと。

(ヴァルガ、経済批判会誌『世界經濟年報』第 16 号、叢文閣、102 頁)

- (20) トラハテンベルグ, 前掲書, 242 頁
- (21) フランスでの銀行恐慌は, 1930 年末におけるウーストリー銀行 (Banque Ouest-ric) の破産を先駆とするが, その本格的・全幅的爆発は 1931 年 9 月に入ってからであった。「バンク・ナショナル・ド・クレディ」 (Banque Nationale de Crédit) は株式資本 3 億フラン, 準備金 1 億 7,500 万フラン, 預金総額 46 億フランの銀行で, そのコンツェルンに所属している工業企業および銀行一鋼鉄工業, 電機工業, 銅加工工業, 貴金属工業など多数の企業破産の結果 (その総資本額は約 20 億フラン), 事実上の破産を余儀なくされた。また, 「バンク・ド・ユニオン・パリジャン」 (Banque de l'Union Parisienne) は, パリ・オランダ銀行 (Banque de Paris et des Pays-Bas) と並び, フランス工業に工業融資を供与している二大事業銀行の一つであり, その資本金は 3 億フランであった。同行は当初より投資銀行業務と一般銀行業務とを兼営し, パリ・オランダ銀行と異り, むしろ後者に力を注ぎ預金, 割引等比較的巨額であったが, 主に外国の政府, 地方団体及び大企業等を顧客としていたため, 同銀行から資本調達を受けていたシュナイダー・クリューゾー・コンツエルンの苦境が原因で事実上破産状態に陥いった。すなわちシュナイダー・クリューゾー・コンツエルンの苦境は, その軍需品販売の得意先であるフランスの従臣諸国つまりルーマニア, ポーランド, ヨーロッパなど, およびその他の政府の債務返済不履行によって生じたものであった。「バンク・ド・ユニオン・パリジャン」に対しては, 諸大銀行から 3 億 5 千万フランの救済融資がなされ, 現実的な破産は免れることになった。
(ヴァルガ, 経済批判会誌『世界経済年報』第 15 号, 叢文閣, 55—56 頁, 十亀盛次, 前掲書, 474—486 頁)
- (22) 英・米・独・仏四ヶ国の工業生産指数の推移を比較してみると, フランスを除く他の 3ヶ国は, 1931~1932 年を最低点として不均等な回復過程を示しながらも, イギリス・ドイツは 1936 年に恐慌前の水準に復帰し, アメリカも翌 1937 年にはほぼ復帰した。例えば 1929 年 = 100 とすると, 1932 年と 1937 年との工業生産指数を比較すると, イギリスは 84 → 124, フランス, 72 → 82, ドイツ, 53 → 117, アメリカ, 53 → 103 と変化し, この比較からもフランス資本主義の停滞状態は明白である。
(W. Arthur Lewis, Economic Survey, 1919—1939, London, 1949, 石崎昭彦・森恒夫・馬場宏二共訳『世界経済論—両大戦間期の分析』新評論, 1969 年, 64—94 頁)
- (23) 第一次世界大戦以後持続的な資本輸出国であったアメリカは, —1919~1933 年間に総流出額は累計 80 億ドルにも及ぶ, 1934 年のドル平価切下げ以後, その立場を逆転させた。つまり, ブルームフィールドによれば次のような事態へと変

化したのである。—「1934～1939年の間に、外国人が合衆国において保有した短期資産は30億3,700万ドルとめざましい増加をとげた。そのような資金の流入と相呼応して、アメリカ人が外国で保有していた資産の清算超過 net liquidation (8億5,800万ドル) がつづき、さらには外国人によるアメリカ証券 (11億2,100万ドル) や外国証券 (8億4,200万ドル) の買越という形をとった長期資本の純流入が引き続いた。この6年間に記録された資本の純輸入は実に60億ドルにのぼった」(Arthur I. Bloomfield, Capital Imports and the American Balance of Payments 1934—39, 1950, 中西市郎・岩野茂道監訳『国際短期資本移動論』新評論, 1974年, 18—19頁) 一転してアメリカは巨額の資本輸入国となったのであるが、その資本流入額の大半はヨーロッパの4ヶ国、すなわちイギリス、フランス、オランダ、スイスからであった。また当時ロンドンが国際金融の要的 existence であり、また外国資本の避難場所であったために、イギリスからの流入資本の大半は外国資本、特に、フランスの短期資本であったといわれている。こうして両大戦間期における国際金融市场でのフランス短期資本の動向は、非常に甚大な影響を及ぼしたのであった。

(24) ヴァルガの提出している統計数字を参考すると以下のとくである。

〈紙幣発行高〉 (単位 10億フラン)

年度末	額面100フラン以下の 紙幣及び铸貨	額面100フラン以上の 紙幣及び铸貨
1926年	29.2	26.2
1928年	28.4	33.8
1930年	31.6	44.6
1931年	30.9	52.7
1932年	29.8	52.9
1933年	29.6	32.8
1934年	29.7	54.7
1935年8月	29.5	54.5
増加率	12%	108%

恐慌時には生産の著しい減退および価格の激落の結果通貨需要は減少するはずであるが、上表によれば1930年末から1934年末に至る間に流通紙幣額は殆んど100億フラン近く増大し、1926年に比較すると460億フランもの増大を示している。当時フランスの流通紙幣総額がイギリスおよびドイツの倍以上であったことを考慮すると、いかに巨額の銀行券が退蔵されていたかを理解できる。

110 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

(ヴァルガ, 経済批判会誌『世界経済年報』第31号, 叢文閣, 403—404頁)

- (25) 1934年5月31日以来, 2.5%であった割引率を矢継早に数次引上げて最高6%とした。こうしてフランスは高金利時代の到来を迎えることになったのである。
- (26) 1931年以降国庫はますます窮迫し, 一方1928年のフラン安定法は中央銀行の政府貸上金を32億フランに限定したため, 直接融資を望めず, さらに大蔵省証券の発行においてもその発行限度は毎年法定され, いつでも増発するを得ず, 仮に直ちに増発の法律を制定しうるとしても安定法実施以後, フランス銀行はかかる大蔵省証券の再割引は実質的には政府貸上げであり, 法律違反であるとの厳格な態度をとったために, 結局, 数回にわたり政府は外国銀行団からの借款を仰がねばならなかった。
- (27) Hon. George Peel, 前掲訳書, 178頁

III フランス・ニューディール政策の 経済的根柢とその意義

(1) フランス・ニューディール政策の展開過程

フランス資本主義は第一次世界大戦以後, 生産および資本の急速な集積・集中を展開し金融資本の確立をみたが, 一方では依然として広範な中小企業および農民の存在をその底辺にもっていた。⁽¹⁾また, 新たな基幹産業として自らを定立した鉄鋼業も国際比較においては, 特にドイツとの比較においては非常に分散的かつ小規模の経営にとどまるという相対的な後進性を有していた=重化学工業化の立ち遅れとそれに対応した独占体の組織的脆弱性。

さらに言えば, こうした国内での金融資本の確立にも拘わらず, 国際金融市场裡での利子取得を求めて流動する巨額なフランス短期資本の存在は, 第一次世界大戦以前の長期資本輸出形態とは相違を示しているとは言え, 両大戦間期においても, フランス資本主義のいわば外部的蓄積構造の健在を示唆するものといえよう。すなわち, こうした寄生的蓄積構造の意味するところは, 金融資本の脆弱性それ自体であり, かかる事

態は中小企業および農業の広範な存在からも理解できる。つまり重化学工業部門を基軸とする工業部門の急速な発展も、農業部門その他全産業部門の独占資本主義体制への完全な包摂・従属にまで至らず、その結果、国内市場の狭隘化は必然的に安定的な利子取得を目的とする資本輸出を惹起せしめたのであった=金融資本の国内支配体制の後進性と脆弱性。

フランスにおける第一次産業の比重の高さは、第VI表からも明らかである。デュプーによれば男子就業人口に占める農業者の割合は、1896年570万から1921年500万、1931年には450万、1936年・1946年には420万、1962年について260万、つまり、全男子就業人口の5分の1強(20.5%)に達したといわれる。特に第二次世界大戦後の高度資本蓄積過程の促進下で、すなわち、金融資本の再編成の急速な展開をみたドゴール体制下で、その比重は1955年の25.9%から1968年には15.2%まで低下した。このことは農業労働力の流動化が、この期にいかに急速に展開されたかを物語っている。換言すれば、農業就業人口の減退は、第二次世界大戦以後、特に1950年代中葉から1960年代にかけて最も急速な展開を示したのである。

第VI表 三部門就業者数の変化 (%)

年 度	1851	1881	1901	1921	1931	1936	1954	1962
第一次産業	53	48	42	43	37	37	28	21
第二次産業	25	27	31	29	33	30	36	38
第三次産業	22	25	27	28	30	33	36	41

出所：Georges Dupeux, La Société Française 1789—1960, Paris, 1964
 (井上幸治監訳『フランス社会史、1789—1960』東洋経済新報社、昭和43年、29頁)

さらに産業別就業人口の比率をみても1920年以降3部門が均衡を保ち、1930年以後は第3次産業が優越を示したアメリカには勿論、イギ

112 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

第VII表 就業者数別工業事業所分布

1931年

就業者数	事 業 所 数	%
1 人	934,067	64.9
2 — 5	394,136	27.4
6 — 10	45,745	3.2
11 — 20	28,641	2.0
21 — 50	20,940	1.5
51 — 100	7,767	0.5
101 —	7,590	0.5
合 計	1,531,886	100.0

出所 : C. Rist, G. Pirou, *De la France devant guerre à la France d'aujourd'hui*, Paris, 1939, p. 169

就業者数別事業所数の推移

年 度 就業者数	1921年	1926年	1931年
1 人	1,137,709	952,157	934,067
2 — 5	453,864	485,115	394,136
6 — 10	34,962	43,465	45,745
11 — 20	21,663	26,321	28,641
21 — 50	16,173	19,284	20,940
51 — 100	6,074	7,012	7,767
101 — 500	4,985	6,258	6,541
501 —	716	997	1,049

出所 : C. Rist, G. Pirou, op. cit., p. 169

リス、ドイツとの比較においてもフランスはその第1次産業の比率の高さにおいて群を抜いている。⁽³⁾ また工業においても中小企業の比重の高さは第VII表からも明瞭である。

こうした事実は、第一次世界大戦以後金融資本の確立をみたとは言え、その内実は資本蓄積の相対的低位性を意味し、フランス資本主義はいわば「高利貸的帝国主義」の延長線上にいまだ位置していたと評価で

きよう。かかるフランス金融資本の相対的脆弱性は、1929年世界市場恐慌の爆発による経済危機に直面する過程で、フランス独自の政策対応を必然化させていくことになった。すなわち、恐慌が他資本主義諸国より遅れて⁽⁴⁾1931年に徐々にフランス経済を震憾し始めるにつれて、経済危機は政治的上部構造をも捲き込んだ構造的危機に発展し、ついに、1936年6月世界史上画期的な左翼政権＝人民連合内閣の成立をみたのであった。こうしたレオン・ブルム (Léon Blum) を首班とした社会党および急進党よりなる内閣の成立は、一方では歴史上未曾有の大恐慌の爆発による資本主義体制崩壊の危機に直面したフランス金融資本が、その資本基盤の脆弱性ゆえに階級的譲歩を与えつつ自らの延命を計ろうとしたことの帰結であり、また他方では、経済的危機の渦中にフランス資本主義の構造的特質－中小企業および農民層の広範な存在－が浮彫りにされ、こうした中産階級および労働者階級の利益擁護の立場に立脚した政権への時代的要請に答えたものであった。すなわち、金融資本自身が1930年代危機への積極的対応政策として、他の資本主義諸国にみられるような「国独資的」政策を取りえなかったことが、人民連合政府のヘゲモニーを必然化させたのである。

人民連合内閣成立の国内的・国際的環境はまず恐慌対策を急務とさせ、政府は古典的恐慌対策とは全く異質の、資本主義体制の構造改革を主柱とする経済政策の追求によって恐慌克服を試みようとするが、かかる政府の立場は「反平価切下げ・反デフレーション」というスローガンに象徴的に表現されている。

新政府の経済政策の基本理念は次のとくである。(「綱領」から経済的要求のみ抜萃)

＝経済的要要求＝

1. 恐慌により壊滅または減少した購買力の回復をはかる－失業と工業恐慌に対して

114 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

- 国家失業基金の設置
- 賃金削減を伴わない週労働時間の短縮
- 老齢労働者への充分な退職金制度の設立による青年の就職
- 国家および諸団体の努力と地方の貯蓄への努力との結合による都市と農村における公共事業計画の迅速な実施

農業恐慌・商業恐慌に対して

- 投機と物価高との戦いを行う、卸売価格と小売価格の差を縮少することによる農産物の価値回復
- 生産者と消費者からの投機による利得の天引きをなくすための穀物公団の創設
- 農業協同組合への援助
- 窒素・カリ公団による肥料の原価引渡し
- 過磷酸肥料およびその他の肥料の販売統制と価格決定
- 農業信用金庫の育成
- 小作料の引下げ
- 差押えの禁止と負債の整理
- 商業資金証書の点検の遂行
- 政令によるいっさいの不正の、完全かつできるだけすみやかな廃止と、これらの政令によってその生活に最も大きな打撃を受けた人々を脅やかしている諸方策の即時禁止

2. 貯蓄の強奪と戦い、よりよい金融組織の設立をめざす
 - 銀行家業務の規制
 - 銀行および株式会社の貸借対照表の再規制
 - 退職、休職公務員が株式会社重役会の一員になることの禁止
 - 現在私営銀行であるフランス銀行をフランス国銀行とすること

- フランス銀行理事会の廃止
- 立法機関、行政機関の代表者および労働、工業、商業、農業の各主要機関の代表者からなる評議会の恒常的な統制のもとにおけるフランス国営銀行総裁の権限拡大、小株主の利益を保障する手段⁽⁵⁾を伴った資本の債券への変換

以上の経済要求からも理解できるように、ブルム政権は中産階級および労働者階級の利益擁護をその座標軸として恐慌克服政策を実施するところにその存在意義がある。以下その経済政策の具体的検討を試みることにする。

(a) 購買力理論と恐慌克服政策

ブルム政権の恐慌克服政策の基本理論は、主に購買力理論にある。つまり「(購買力理論の一引用者) 一般論は豊富な財の販売と、再生産能力の完全なる操業のために必要な消費者の需要増大を誘発することにある。そのためにはまず何よりも賃金を増加させねばならない。疑いもなく賃金増大こそ購買力の増大そのものである。……資本家は蓄積し節約し投資するが、その結果すでに莫大な生産装置が存在している。賃金生活者は反対に自分達の直接的必要を満足させるために直ちに消費を行う。従って貨幣はより急速に循環し始め、それは何千本もの経済活動の導管に糧を与え、活動と健全さとを再現させる」⁽⁶⁾。結局、かかる理論は「経済を生産の立場から考えることを拒否して、消費者の立場から考えるものであり、経済を人間に奉仕させようとするものである」との大義名分をもっていたと言えよう。

資本制生産の展開過程の中で累積されてきた生産力と生産諸関係の矛盾は、価値破壊されるべき運命の膨大な過剰現実資本を現出させたが、かかる膨大な過剰現実資本を前提条件として出発せざるを得なかったブルム政権は、購買力増大による生産意欲の喚起と後述する、いわゆる誘

い水政策としての大規模な公共事業計画の実施による景気回復の追求を行うことになったのである。すなわち、流通過程における需要創出による生産過程への波及効果の確信の下で。後述することになるが、ブルム政権の恐慌対策の特色は、購買力理論にあるといつても過言ではあるまい。⁽⁸⁾ ここで注意すべきことは、政府は「勤労者の立場」から恐慌対策を試みたが、単に賃金労働者の所得増大のみではなく、公務員、小売商人、農民等各層の所得増大による購買力増大＝消費総量の増大を追求したのであり、換言すれば、購買力理論は労働者および農民の購買力増大を梃子とした国内市場基盤の回復を構想し、この点にブルム政権の階級的立場が窺えるのである。

まず購買力増大への第一歩は、1936年6月7日のマティニヨン協定 (les accords Matignon) にみられる。ブルムの主宰の下に労働者側代表=C. G. T. (労働総同盟) 代表 (レオン・ジュオ Léon Jouhaux, ブノワ・フラッシュ Benoît Frachon, ルネ・ベルラン René Belin など6名) と資本家側代表=C. G. P.F (フランス生産総同盟) 代表 (ルネ・デュシェマシ René Duchemin, ランベール=リボー Lambert=Ribot など4名)との間で団体協約が締結された。このマティニヨン協定は七ヶ条から成るが、⁽⁹⁾ 6月の大ストライキを背景としてブルム政権が獲得した最大の成果と評価しうるものである。この協定によって労働者は⁽¹⁰⁾ 7%から15%の賃金引き上げを実現した。

更に政府は一連の社会立法の法制化を実施した。有給休暇 (6月20日), 週40時間労働制 (6月21日), 団体協約 (6月24日), フランス銀行の改組 (7月24日), 学年延長 (8月9~11日), 小麦公團 (8月15日), 公共事業計画 (8月15日) 等々。⁽¹¹⁾ かかる社会立法の中で、購買力増大との関連において特に重要な法律は、有給休暇法と週40時間労働制である。この法律によって政府は労働時間短縮による失業者の吸収および単位時間当たりの賃金増大による労働者の所得増加を意図した。⁽¹²⁾

こうしてマティニヨン協定による賃金増大をも加算すると、全体として平均 35 % の賃金増大が約束されることになったのである。かかる一連の法制化による労働者保護政策は、アメリカの全国産業復興法 National Industrial Recovery Act (1933 年 6 月)⁽¹³⁾ のまさにフランス版であった。すなわち、この法律の内容は労働者の団結権、団体交渉権を認め、それに対する資本の干渉を許さず、資本は大統領によって認可、規定された最長労働時間、最低賃金率、その他の雇用条件に同意しなければならないと規定しており、雇用の増加と賃金所得の増大による購買力増大を期待したものであった。

次にブルム政権のもう一方の重要な政治基盤である中産階級の所得増大→購買力増大の措置をみることにする。

まず第一に、農民の所得増大のために講じられた措置をみていく。1936 年 8 月 15 日小麦公団 (Office interprofessionnel du blé) 設置法案が議会で可決された。小麦公団は、小麦価格の決定および小麦貿易独占の権限を授与され、貨幣価値の回復と相場調整のために小麦市場の再組織の着手を行うべく設置された。小麦公団は農務大臣によって任命された総裁 1 名と 52 名の委員によって構成される中央委員会 (le Conseil central) によって運営され、国内小麦市場の総括的監督を行い、毎年 4 月後半に各農家が行う播種面積の申告と、それに基づく収穫高の予想によって 6 月後半に全国一律の小麦価格を決定し、価格の暴落、過剰生産、トラストの介入などを防いだのである。かかる小麦公団の設置およびその活動は、小麦価格の引き上げを現実的なものにし、小麦価格は 1935 ~ 1936 年 1 キンタル (100 kg) 当り 90 フランから、1936 ~ 1937 年には 142 フランにまで引き上げられ、漸く戦前価格への復帰を実現したのである。⁽¹⁶⁾

さらに政府は価格引き上げ効果を補強するために、またその実質的保証として金融的措置を講じた。すなわち、1936 年 8 月 15 日付法律は、

118 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

農業信用金庫 (la Caisse National de Crédit agricole) によって割引された手形および倉荷証券のフランス銀行での再割引を認可した。その結果、フランス銀行での農業手形再割引総額は、1936年9月18日の報告によれば⁽¹⁶⁾ 1,000万フラン、11月27日には⁽¹⁶⁾ 60,200万フラン、1936年度末には⁽¹⁷⁾ 53,900万フランと増加傾向をみせた。こうした金融的保証は、市場への国家の直接的介入による高農産物価格の実現→農民の所得増大→購買力の追加的需要創出、つまり国内市場開拓への具体的措置がフランス銀行という中央銀行信用の動員の下に実施されたのであった。

次に政府は、中小企業者の所得増大および利益擁護のために、同様に1936年8月19日付法律で、庶民銀行の中央金庫 (la Caisse Centrale des Banques Populaires) で割引された商業手形のフランス銀行での再割引を認可した。この法律に基づき中央貸付委員会 (Central Loan Committee) が書類申請中から融資対象と融資額を決定した。それを見ると、申請件数は15,985件、総額にして127,800万フランであったが（融資額100,000フラン以下の申請件数14,053件、総額38,650万フラン、融資額100,000フラン以上は1,932件、総額89,150万フラン）、そのうち13,006件、総額にして107,500万フランが認められた。（前者については、11,160件31,950万フラン、後者については、1,846件75,550万フラン）。すなわち申請件数の81.5%，申請総額の83%が認められたことになる。また、特に輸出関連産業に対する融資援助が認められ、1,553件の輸出業者に対し総額13,500万フランの融資がなされた。（申請件数1,705件、総額19,500万フラン、つまり申請件数の92%，その総額の70%が認められたことになる⁽¹⁸⁾）。結果的にみれば、農業信用金庫および庶民銀行の中央金庫からフランス銀行に提出された再割引総額は、僅か5ヶ月以内（8月～12月）でおよそ15億フランの数字を示しており、かかる数字はフランス銀行に提出された再割引総額の6分の1にも値するものであった。

こうした再割引条件の緩和と同時に、フランス銀行は公定歩合の引下げを実施し—公定歩合は1936年6月から8月にかけて6%から3%に大幅に引下げられ、同時に証券担保貸付の利率は8%から4%に、公債担保貸付のそれは6%から3%に各々引下げられた—従来の制限的銀行政策の軌道修正を実施した。その意味するところは、ブルム政権下になってはじめて、フランス銀行が金を頂点とする逆倒ピラミッド型の信用制度=金→銀行券→預金通貨→手形という形態において『銀行の銀行』=中央銀行として自らを指定したことにある。と同時に、それはフランス資本主義経済の内在的要請に答えうる近代的銀行制度の確立を意味するだけでなく、『政府の銀行』としての機能をも兼備しつつあったことの証左である。

ともあれ、農業および中小企業に対するフランス銀行の再割引認可是、純粹の救済融資的性格を帯びたものであったといえる。つまり資本主義的再生産が安定的な発展をみせている局面では、商業信用つまり手形流通の本来的基礎をなしている生産および流通の円滑性は維持されているが、資本主義的再生産のかかる流動性、有機的連携が崩壊している恐慌局面においては、信用貨幣である手形そのものの内実が問われてくる。従って、信用連鎖の切断の前提のもとに、再割引に提出される手形の受理は、否応なしに救済融資的性格が前面に出てこざるを得ない。かかる事態においては、フランス銀行の私的資本としての性格を越えざるを得ないわけであり、内在必然的に中央銀行信用の国家信用への包摂—『政府の銀行』機能—が、現実的課題として登場することになるのである。すなわち、本来は恐慌の爆発による強制的調整によって価値破壊されるべき資本をも含む農業および中小企業救済は、当然国家との連携へと進ませることになる。経済危機に遭遇する過程でのフランス銀行のこうした変貌については後述する。

さて以上のような労働者階級および中産階級の所得増大→購買力増大

→景気回復なる波及効果への期待にとって、必要不可欠の前提が購買力理論のもう一方の柱としてあったことが指摘されねばならない。それは生産物総量の増加による一生産物当たりのコスト減少の必要性の確認であった。つまり企業負担増につながる賃金の増大を生産性向上によって相殺する措置の採用の必要性であった。恐慌対策の基本的理論である購買力理論は、こうした産業部面での生産性向上をもう一方の柱としていたのである。生産性向上の必要性に対する認識は、フランス重化学工業の技術的・組織的後進性が輸出市場での国際競争力を低下せしめ、結局、貿易収支の悪化に結果しているという事実からきている。従って、国際競争力強化のために産業構造の高度化と合理化を意識的に追求せざるを得なかつたのである。政府は1937年初期、自己の管轄下に、科学的経営課を設置し生産の組織化、原材料購入および製品販売段階の合理化、製品の画一化および大量生産方法採用など、企業の生産合理化努力を惹起するための指導を実施するが⁽²⁰⁾、こうした政府主導のいわゆる生産の合理化「運動」の成否は、政府の恐慌対策の成否にかかわる問題であるといえる。

1920年代にアメリカ、ドイツにおいてその典型的発展をみた産業合理化運動は、エネルギー供給における蒸気から電気への転換を基礎に従来個別資本内部で処理されていたエネルギー供給を、個別資本の外で、つまり社会的分業による電力産業によって集中的・統合的に供給することを権杆として強力に展開されたのであり、かかる電化の進展を不可欠の前提条件として、はじめてベルト・コンベア・システムの採用等にみられた機械の完全自動化および労働組織の改善が可能となつたのである。こうして、生産の合理化は、生産単位当たりの経費削減の方策として推進され、生産の機械化・自動化や作業の標準化・規格化によって実施されたのであるが、ブルム政府による生産の合理化促進が実効あるものになるには、1920年代のアメリカ、ドイツ等に比較して非常な諸困難を克服

しなければならなかったのである。

すなわち、ブルム政権の歴史的背景は、資本主義的再生産のいわゆる「自動回復力」の消滅を体現していた長期停滞期であり、産業資本の内在的動力による生産性向上は期待できるはずもなく、不可避的に国家権力の動員による上からの産業合理化が展開されざるを得なかつたのである。上記したごとく政府は専ら製品の標準化・規格化・定型化による労働過程の改善および大量生産方法の導入、また個別資本的立場からの流通過程の改善による流通費節約に主眼点を置いたのであるが、こうした努力を効果あらしめるうえで、不可欠な条件である系統的かつ大規模な財政的・金融的保証が十分準備されずに、生産性向上の意義のみが強調されたにすぎなかつた。1920年代とは異なり1930年代という資本主義の危機の段階を十分認識すると、政府の強権発動の弱さは否定されるべくもない。さらにつけ加えるならば、ブルム政権の政治的使命が金融資本の排斥にあったために、世界市場での資本の競争力の強化につながる他の資本主義諸国での合理化運動とは異質の側面をもたざるを得なかつた。つまり、独占資本による産業合理化を槓杆とする生産性向上は、完全雇用および賃金増大と相矛盾する性格のものであり、それ故にこそ、政府の産業合理化促進にとって個別資本の合理化に奉仕し、それを調整、促進する上で媒介環の措定が曖昧にならざるを得なかつたのである。また、ブルム政権の生産力基盤たるべき中小企業の、その零細な経営形態をもってしては、大量生産方法の採用等の産業合理化=産業構造の高度化による『後進性』からの脱却は挫折を余儀なくされたであろう。こうした相矛盾する政策（購買力増大政策と生産性向上促進政策）の同時追求は、資本主義体制内で構造変革を追求しつつ、経済回復をも喚起せんとするブルム政権の存在そのものの困難性の反映であり、結果的には生産部面に対する意識的軽視による生産性向上の試みの切り捨てに帰結することになった。すなわち、ブルム政権にとり購買力理論の不

可欠の前提であった大量生産によるコスト引下げは、以上の客観的諸困難および経済政策自体の性格から、景気回復の強力な推進的役割を担うまでに至らず、究極的には所得増大による購買力の追加的供給にのみ、恐慌克服政策としてのその政治生命が賭けられることになるのである。

(b) 政府財政と中央銀行信用

購買力増加政策の完全なる実施にとって、政府による財政的・金融的援助の不可避性が明白になった。つまり、経済政策を実効あらしめるためには、強力な財政的・金融的梃子入れが必要とされ、こうした必要性は政府とフランス銀行の有機的連携へと進ませたのである=国家信用と中央銀行信用の結合強化。政府は中央発券銀行=フランス銀行の掌握によって国内通貨の国家管理化を梃子とした貨幣・信用面からの恐慌対策の補強を意図したのであった。こうした国家とフランス銀行との有機的連繋は、⁽²¹⁾ 1936年6月18日の両者間における政府臨時貸付に関する協定において既に素地はでき上がっていた。この協定は、まず政府に対し従来の無利子永久貸上げ32億 フランの外に、大蔵省証券および政府機関の証券の償還のために新たに、140億 フランの無利子一時的貸上げを認め、さらに協定は100億 フランを別枠として無利子一時的貸上げを行うことを規定した。かかる協定は1936年6月23日法定化され、国庫証券の再割引総額が1936年度に対し200億 フランと改正された。こうして227億 フランに及ぶ国庫証券の流通残高は100億 フランに削減された。その結果、⁽²²⁾ 6月23日の法律によって100億 フランの新規発行能力が政府に与えられたのである。

フランス銀行による政府融資の緩和傾向は、1936年7月24日付法律によるフランス銀行の定款改正に収斂されることになった。1936年1月に発表された「綱領」では、私企業たるフランス銀行の「フランスの銀行」への改組、従来の理事会廃止、社会各層の代表で構成される委員会の永続的統制下での総裁権限の拡大、小株主の利益保証の施策を尽し

た後に株式の公債への転換が主張されていた。つまりフランス銀行の国有化が構想されていたのであり、また国有化によってはじめて政府による財政金融政策の中核的媒介者としてのフランス銀行の完璧な措定が可能となるはずであった。がしかし、ブルム政権内部の不一致により定款改正にのみとどまった。こうして、実際には、フランス銀行の私的所有権は何ら侵害されずに経営権のみが国家管理に移行されたのであるが、国有化のかかる不徹底さは、恐慌対策という緊急性に規定され、政府が抵抗の強い完全国有化の道よりも私有権の形式的保証のもとに、その内実としての銀行機能の確保をまず追求したためであろう。但し、フランス銀行の実質的支配者であるいわゆる二百家族の排斥に対する措置はかなり徹底さをみせ、4万名を越える株主に持株数の如何にかかわらず、一票の議決権（一人一票主義）を与えることにより、二百家族の発言力の封じ込めを行い株主総会の民主化をはかった。更に株主総会の権限を大幅に縮少し理事2名と監事3名の選任にのみ限定した。その結果、政府任命の総裁1名、副総裁2名、社会各層の利益代表者（銀行、産業、労働組合、消費組合）4名によって構成される評議会、国家的性格の極めて濃厚ないわゆる「七人委員会」が、フランス銀行の実権を握ることになったのである。⁽²³⁾ また、同改正法第13条は「大蔵省の発行に係る流動公債にして期限3ヶ月以内のものは国庫の利益のためにする場合を除き、フランス銀行に於て無制限に再割引を受けることができる」と規定し、政府は1936年6月18日の協定で確保した一時的政府貸上最高限度272億フランの他に、無制限な大蔵省証券の再割引を通じて融資を受けることが可能になったのである。

ともあれ、経済過程への国家の強力な介入は、フランス銀行との密接な連携=「政府の銀行」としての銀行機能の確立の基礎上で全面的な展開を可能としたのである。恐慌克服なる至上命令においては政府と中央銀行との一体化、つまり国家信用による中央銀行信用の強化による財政

的・金融的梃子入れが不可避となるが、ブルム政権による一連のフランス銀行改革の試みは、信用貨幣の国家管理、究極的には金の国家管理を媒介として「生産の組織化」⁽²⁴⁾を追求し、その結果として恐慌からの脱出をはかろうとしたものである。

しかし、1931年から顕著にフランス資本主義を侵蝕し始めた恐慌の深化は、金融資本の資本蓄積の低位さによる国内市場の狭隘化に一層拍車を駆け、資本の再生産運動に対する国民的信頼の動搖は、その表層的表現として信用貨幣の信憑性の動搖を結果した。また更にブルム政権に対する不信も加わって、価値実体としての金執着志向を決定的なものにすると同時に、⁽²⁵⁾短期資本の海外流出が一層加速化されたのである。こうした短期資本輸出は、勿論為替の差益取得を目的とする利鞘稼ぎの投機資本をも含むが、多くは安定的な利子取得を目的とした短期資本であった。すなわち、資本主義の全般的危機段階では、現実資本の増大に比較して貸付資本がより急速に増大し、両者の現実的乖離は一層深刻なものとなるが、かかる貸付資本の相対的過剰は金利の昂騰傾向を弱めており、従ってこうした客観的状況下での短期資本輸出は、「安定性」を求めた極めて逃避的性格の濃厚なものとならざるをえない。例えば、こうした短期資本の中心的な流入国であったアメリカでは、その短期利子率が、いずれの資本輸出国よりも低かったことからも、以上のこととは頷ける。

独占資本主義段階における資本輸出の必然性は、一つには生産と資本の集積・集中にもとづく独占体の形成により必然化された相対的な「資本過剰」の発生に基因する資本輸出と、一つには産業循環的恐慌により排出された絶対的な「資本過剰」の発生に基因する資本輸出とに一般的には理解されるが、フランスにおける資本輸出には、このような二要因のみでは十全に説明しきれない特質があるといえる。その点でフランスの「特有」な資本蓄積構造との係わりが問題になってくるのであるが、

その資本輸出形態が独占資本主義段階における資本輸出の一般的形態である利潤を生む資本としての産業資本形態での資本輸出ではなく、専らその特殊的形態といわれている利子を生む資本としての貸付資本形態での資本輸出であること、また、外国銀行への預金、外国為替投資、外国の短期商業手形の買入等による短期資本の輸出であること、さらに、その資本輸出の担い手が大預金銀行および民間金融業者であるという事実は、国内における独占の形成が資本投下の可能性を制限しているというよりも、むしろ、資本の価値増殖が、資産保全的・逃避的性格をもちつつも、安定的かつ恒常的な利子取得によってなされるという外部的蓄積構造の存在を示唆するものである。すなわち、フランス資本主義はいわば「高利貸的」再生産構造からの完全なる脱皮をいまだ完成していないと評価しうる。

こうした国内における貸付資本と現実資本の乖離は、資本蓄積の後進性による国内投資市場の狭隘性を反映したものであり、その一層の乖離は経済沈滞の長期化および深化を意味するものであった。従って、ブルム政権にとってかかる貸付資本と現実資本の分離傾向を停止させ、貸付資本の国内での生産力化を試みることが、その経済政策の主要な課題となるが—従来の「高利貸的」資本蓄積様式からの完全な脱皮への試み、その意味では貸付資本の掌握に成功するか否かが、いわゆる「ブルムの実験」の成否を大きく左右するものといえよう。

資本主義的再生産の深刻な構造的矛盾に対処するための財政的梃子入れには潤沢な貨幣の背景が心要不可欠であり、従って、論理必然的には金本位制の停止=管理通貨制への移行による、いわば無制限の信用創造の権限を政府が自己のものとすることが前提とされねばならなかった。すなわち、金を価値尺度とし、いわゆる金本位制の自動調節作用、つまり国際収支の黒字—為替相場上昇—金流入—国内通貨量増加—物価騰貴—輸出減・輸入増—国際収支逆調なるシーケンスに絶対的信頼を置き、金

126 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

準備の如何によって国内経済を規制するには、資本主義の構造的矛盾はあまりにも深刻化しそぎていた。国内における厖大な過剰資本と過剰人口を処理するには、金兌換停止によるインフレーション政策による体制維持が必須であり、従って、管理通貨制度に基づくインフレーション政策の採用は、歴史的必然の所産であるといえよう。

また「銀行の国有化」は、このようなフランス資本主義の内在的要請の意識的先取りであり、このような条件の成立のもとではじめて政府、銀行資本、産業資本の有機的かつ恒常的な三者連合による資本の再生産過程に対する強力な有効需要政策のビルト＝インが可能になるのである。銀行国有化への第一歩としてのフランス銀行の定款改正は、積極的な大幅赤字財政支出による、いわゆるニューディール政策の実施というインフレーション政策を基調とするブルムの経済政策にとっての必然的結果であり、銀行の国有化は、その論理的帰結であるということができる。

しかしながら、政府が一方では「反平価切下げ」を標榜することにより金本位制廃棄の道を拒否し、あくまでも金への執着を示したのは、前記したブルムの経済政策と相矛盾するものであるといえる。この問題は、ブルム政権の政治的基盤である中産階級の利益擁護の問題であると同時に、「高利貸的」蓄積にいまだ大いに依存しているフランス資本主義の再生産構造にかかわる問題でもあったのである。さらに言えば、ブルム政府は「反平価切下げ」を表明していたが、ブルム自身および蔵相オリオール Auriol、そして社会党内では平価切下げおよび赤字財政の不可避性が承認されていたのである。にもかかわらず「反平価切下げ」が標榜された所以は、フランス資本主義の構造的特質である金利生活者的体質と密接な係わりをもっていたといえる。すなわち、このスローガンは、フラン安定、貯蓄保護、均衡財政を固執する中産階級の利害との妥協としての折衷的所産であり、中産階級の利害の無視によっては政権

の存立が危惧され得るというフランス的体質の証左である。こうしたスローガン自体の曖昧性・妥協性は、結局、ブルムの経済政策の徹底的遂行において歯止め的役割を自ら創出する結果となり、自己の政治基盤に規定されて経済政策の実施過程で自己矛盾に陥ってしまうことになったのである。

ともあれ、政府はフランス銀行との密接な連携のもとに公共事業計画を立案し、自ら公共土木事業の巨大な需要者として立ち現われることによって購買力理論に基づく「下からの需要創出」に対し、「上からの需要創出」を追求することになった。公共事業の存在意義は、過剰な労働力・過剰資本・過剰な生産設備の人為的結合による再生産過程の回復にあるが、ブルム政権による公共事業計画の基本理念は「労働者・農民を潤す」という点にあり、その意味では最初からフランス金融資本の再生産過程との有機的関連は望むべくもなかったともいえる。すなわち、あえて金融資本との結合を拒否したところにブルム政権の独自性があった。その公共事業計画をみると、3年間で200億フランの予算がたてられ、1936年度分として40億フランが割当てられた。その内容は二つに分けられ、一方では農業育成のための電化、灌漑工事、他方では学校増設、教育設備等の一般的な改善（スポーツ設備、観光設備等）であった。⁽²⁶⁾

こうしたブルム政府の公共事業政策は、勿論失業者の吸収および経済回復に対する一定程度の貢献はなし得たであろうが、アメリカでのニューディール政策にみられたごとく、基軸産業部門における巨大な過剰生産能力の吸収および設備投資の増加による資本蓄積の促進を誘発したとはいえない。つまり、公共事業政策による政府需要は、重化学工業部門における過剰生産能力とは強力に結びつけられず、すなわち、重化学工業部門に対する生産財需要の創出には極めて微力であったのであり、従って、過剰生産能力の廃棄および残存固定資本の更新・近代化という

128 「フランス・ニューディール」政策に関する一考察

第VII表 フラシス銀行の貸借対照表の主要項目 (単位 100万フラン)

年 度	金	国内手形	政府融資	銀行券流通	民間預金
1935年					
3月29日	82,635			83,044	16,213
4月26日	80,933	4,280		82,352	15,145
5月31日	71,779	7,137		82,776	12,315
10月30日	71,990	8,373		83,306	10,647
11月29日	66,191	11,005		82,447	9,361
12月27日	66,296	9,712		81,150	8,716
1936年					
1月31日	65,223	9,210		81,503	8,088
3月27日	65,587	12,053		83,197	8,434
4月24日	61,937	14,392		82,557	7,895
5月29日	57,002	19,381		84,705	6,909
6月26日	53,999	7,750	14,333	85,106	6,528
7月31日	54,942	6,041	14,333	85,892	6,254
8月28日	54,511	7,063	14,333	84,324	7,037
9月25日	50,111	7,484	15,903	83,750	6,660

出所 : William H. Wynne, The French Franc, June 1928—February 1937, The Journal of Political Economy. vol. 45 No. 4 1937. 8 p. 509

点での積極的效果は期待できなかった。公共事業政策が、経済回復を喚起するまでに至らなかつたことは第VII表での、ブルム政権下における金流出の加速化、国内手形の急速な減少、民間預金の減少および第IX表の国家歳入の減少によつても証明されうる。

こうした公共事業政策の不成功は、ブルム政権の政治的使命が勤労者の立場からの恐慌克服といふ点にあつたために、重化学工業部門を基盤とする金融資本への重点的梃子入れが意識的に無視され、従つて、生産財部門における「生産が生産を呼ぶ」現象の喚起およびそれによる経済活況を招来させ得なかつたということと同時に、その予算規模の少額さ

第Ⅸ表 国家歳出入の推移

(単位 100 万フラン)

年 次	収 入	支 出	収 支 決 算
1926	43,064	41,976	+ 1,088
1927	46,086	45,361	+ 725
1928	48,177	44,243	+ 3,929
1929 (2)	64,268	58,850	+ 5,419
1930 — '31	50,794	55,712	- 4,918
1931 — '32	47,944	53,428	- 5,484
1932 (5)	36,038	40,666	- 4,628
1933	43,436	54,945	- 11,509
1934	41,070	49,883	- 8,813
1935	39,485	49,868	- 10,383
1936	38,893	55,789	- 16,896
1937	44,451	65,645	- 15,605
1938	54,653	82,345	- 27,692
1939	63,354	150,116	- 86,762

(2) 15 ヶ月, (5) 9 ヶ月

出所 : INSEE, Annuaire Statistique, résumé retrospectif 1951, 1952,
p. 303

による「焼け石に水」的な効果にその原因を求めることができる。つまり、公共事業政策における質（重点的選別投資）および量の両面における位置づけの曖昧性が問題であったといえる。特に量的側面の問題は、景気対策として社会政策的支出の膨張等によって拍車をかけられた政府財政の窮迫に大きく帰因しており、この点の一考が必要であろう。

国家財政の累進的膨張に支えられて景気回復政策としての財政・金融政策の実施が可能となるのであるが、この点で財政問題はブルムの経済政策の遂行にとって隘路となっている。政府は財政の窮迫対策として退蔵貨幣の吸収を意図し、オリオール (Auriol) 債券と呼ばれる大蔵省証券の発行に着手した。この債券は特に少額貯蓄家所有の貨幣吸収に主眼が置かれ、200 フラン, 500 フラン, 1,000 フランの低額額面のいわゆ

る "Baby Bond" が、6ヶ月償還（利子 $3\frac{1}{2}\%$ ）と 12ヶ月償還（利子 4%）の 2種類発行された。政府はかかる債券発行により 600 億 フランの退蔵貨幣の吸収を意図したが、実際には約 40 億 フランの応募がなされたにすぎず、結局、発行は不成功に終った。⁽²⁷⁾

こうした企画の不成功は、主に国内資本市場の逼迫にその原因を求めることができる。ブルム政権下で一層拍車をかけられた資本の海外流出＝信任恐慌によって必然化されたいわば貨幣資本の涸渴状態＝資本市場の逼迫は、当然に政府をしてフランス銀行との結合関係を一層強化させたことは既に述べた。フランス銀行は国庫窮迫救済のために政府貸上げ金を増額し、1936年8月から9月の一ヶ月間に 15 億 フラン、12月には 54 億 フラン、1937年1月には 73 億 フランと、いわゆる「政府に対する新規融資」を膨張させていったのである。⁽²⁸⁾ こうしてフランス銀行の「政府の銀行」化の一層の強化は、国内資本市場の涸渴という前提上では不可避的展開であったのであり、裏返せば、かかる財政上の隘路がブルム政権の公共事業政策の不徹底を招いたのでもあった。

要するに自己の政治基盤が足枷となり、管理通貨制度を基礎としたインフレーション政策の徹底的遂行の挫折、そして金本位制度への固執は、公共事業政策の効果的実施の障壁となつた。こうしてブルム政権の恐慌対策の二大主柱であった購買力増大政策と、いわゆる誘い水政策としての「大規模」な公共事業政策は、後者の政策遂行における自己矛盾によって、結局、購買力増大政策を横杆とした恐慌克服の道のみが残される結果となつたのである。購買力増大政策も公共事業政策も両者とも、生産財部門の過剰生産能力吸収には微力であり、専ら消費財部門への需要創出＝個人的消費需要に終始したが故に、景気回復へのダイナミックな展開は不可能であった。

特に政府資金の撒布を梃子とする公共事業政策については、経済危機の深化過程で拍車をかけられた資本の海外逃避＝資本市場の逼迫のもと

第X表 フランス証券の純発行高

(単位 100万フラン)

	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
鉄道証券	2,840	2,362	-2,536	6,005	5,285	4,351	3,158	1,294	527	-522
諸会社券	13,569	16,285	12,779	4,348	2,297	2,194	863	211	1,513	650
公債及び 地方自治 債	4,340	959	1,562	4,586	16,041	14,528	11,543	9,751	9,500	8,198
合 計	20,749	19,606	11,805	14,939	23,623	21,073	15,564	11,256	11,540	8,326

出所：Alfred Sauvy, op. cit., II. p. 591

では、政府の財政難は必至であり、政府による貨幣資本掌握の失敗は、自ずから公共事業政策の限界を露呈させたといえる。いわば総花的な恐慌対策を追求しながらも、最終的には、所得増大による購買力増加＝追加的需要創出、すなわち購買力増大政策の成否に、ブルム政権の恐慌対策の運命が委ねられたのである。

ともあれ、フランス資本主義の構造的特質である金性向の強さ、その結果としての資本の海外流出の巨額さは、国内の再生産構造と貨幣資本との連繫の欠陥、その反映としてのフランス国内における近代的銀行制度の発展の低位性、さらにまた、フランス銀行を頂点とした逆倒ピラミッド型の信用制度に対する金融資本の支配の弱さを物語るものであり、それは、フランス資本主義の後進性＝金融資本の脆弱性に究極的には帰因するものであるといえる。ブルム政権は「銀行の国有化」による信用制度の強化によって金性向の棄却かつ貨幣資本の掌握を予想しつつ、国内市場の育成を意図したのである。

こうしたブルム政権の試みによって形態的には、従来の「高利貸的」再生産構造からの脱皮の道は準備されたといえる。特にフランス銀行の自己への従属を通じて中央銀行信用と国家信用の連帶を確立させたこと

は、いわば国家独占資本主義体制の経済基盤創出への先駆的試みであった。がしかし、上記したごとく消費財需要創出にのみ帰結してしまった恐慌対策は、結果的には应急的・一時的恐慌対策にしかすぎず、理念としての構造改革を実現させるには極めて不徹底かつ微力であった。恐慌克服という緊急性を要する課題を解決し、さらに資本主義的再生産構造の改革を成功させるうえで、このような経済政策が、いかなる結果をもたらしたのか。その経済政策の成否は次章でみることにする。

(2) フランス・ニューディール政策の意義と限界

—平価切下げ以後—

賃金増大と農産物価格引き上げ等による購買力増大→生産拡大を意図したいわゆる「ブルムの実験」は、1936年9月25日フランの平価切り下げによって事実上終止符を打たれることになった。フランの平価切下げ前後の具体的検討を試みることによりブルムの経済政策の意義を明確にしたい。

いわゆる「ブルムの実験」の期間中、工業生産指数（1928年=100）⁽²⁹⁾は1936年5月87から9月81へと7%減退し、失業指数も1936年5月⁽³⁰⁾163から9月173へと増加している。また、政府は賃金の増大および農産物価格引上げが、投機的な騰貴をも含む不当な価格騰貴を招来し、購買力増大効果の減退に結果することを危惧し、1936年8月19日付法律の発布により価格統制政策をうち出すことになった。かかる法律に基き物価監督委員会が設立されたが、その活動効果にはみるべきものがなく、結局、卸売価格については1936年5月から9月にかけて12%，小売価格については同期間に5.5%の上昇をみた。⁽³¹⁾

こうした物価騰貴は外国貿易にも影響を与え、貿易差額は1936年5月79,700万フランから9月には66,900万フランと減少しているが、そ

の内実をみると、工業生産に必要な原材料輸入は33%，完成品輸出は9%各々減少し、生産の悪化状態が如実に反映されている。かかる事態は金流出を必然化させ、1936年5月25億4,700万フラン、6月33億7,100万フラン、7月12億1,300万フラン、8月43億8,000万フラン、9月68億100万フランと5月から9月までの5ヶ月間で総額約180億フランにものぼる巨額の金流出が惹起され、⁽³²⁾フランス銀行の金所有高は減退の一途を辿ることになったのである。このような客観的指標は、ブルム政権の経済政策の失敗つまり購買力理論に基く経済回復政策の失敗を意味しており、勤労者の所得増大が即時的かつ強力に経済回復の原動力にはなり得ないこと、いわば消費財部門→生産財部門への波及効果による生産拡大を喚起するまでの媒介環が、その経済政策に欠落していたことが理解される。特に1930年代という世界資本主義の危機段階においては、平価切下げによるインフレーションの道を突進するか、または、統制経済の道を進むかの二者択一を迫られていたのであり、政府はその経済政策の自己撞着から脱出し、最終的に（論理的帰結としては予想されたが）平価切下げの道を選択したのである。

イギリス、アメリカ、フランス三国が為替市場の均衡維持のために締結した1936年9月25日の三国通貨協定を前提として、フランの平価切下げが決定された（1936年10月1日付法律）。1936年10月1日付法律は、①現行平価の廃棄と兌換停止、②旧平価1フラン=金65.5ミリグラムから新平価1フラン=金43ミリグラム～金49ミリグラムへの変更（25.19%あるいは34.5%の平価切下げ）、③金の再評価と為替安定資金の設定、④金売買の全面的禁止、⑤金所有の申告強制と投機対策等を制定した。この法律は、平価切下げから生じた再評価益金170億フランを政府に帰属させ、公債の償却資金に割当てる一方（当時183億フランに達していたフランス銀行の政府貸上げ金は123億フランにまで縮少された）、⁽³³⁾為替平衡資金として100億フランが割当てられた。また金売買

の全面的禁止により 200 g 以上の金所有者は平価切下げ以前の旧平価でフランス銀行に金を売却するか、金価値の増加分を国庫に納入するかいずれかの義務を課された。⁽³⁴⁾ こうして、ついにフランスも金本位制度の廃棄に踏み切ったのであった。こうした事態は、兌換停止によるいわゆる「金からの解放」である「管理通貨制度」への移行を意味し、そのもとで不換銀行券を媒介とする追加的購買力の投入による景気回復政策へと実質的に乗り出すことを可能にしたのである。つまり、再生産過程の内部に国家の財政政策が恒常的かつ不可欠のものとしてビルト・インされる道への出発を意味する。

平価切下げ以後、経済回復が急速に展開され、工業生産指数は 1936 年 9 月 81 から 12 月 91 と 3 ヶ月間で 12 % の増加を示し、各産業部門の状況をみても、冶金産業 9 月 65 → 12 月 76 (17 % 増加)、織物産業 9 月 82 → 12 月 98 (19.5 % 増加)、建築業 9 月 60 → 12 月 72 (20 % 増加)、化学工業 9 月 94 → 12 月 106 (13 % 増加) 等、全般的な経済回復の徵候を示した。かかる経済回復によって失業指数も 9 月 174 から 11 月には 168 と低落し、また、国内信用も回復し、新規預金総額は 9 月 49,500 万フランから 12 月には 67,600 万フランに増加し、反対に預金引出しは 9 月 87,100 万フランから 12 月には 75,600 万フランに減少した。また、第 XI 表が示すごとく平価切下げははじめてフランスの物価を世界物価 (イギリスの物価) より下回らせ、世界市場でのかかる相対的優位性は工業製品の輸出高を、1936 年 10 月 74 から 1937 年 4 月には 88 へと上昇させた。⁽³⁵⁾ かかる状況の中で更に経済回復を確かなものにするべく、政府は低金利政策を推進し (高金利時代の終焉)、金本位制停止直前に 5 % に引き上げられていた割引率を 3 %, 2 ½ %, 2 % へと矢継ぎ早に引下げた。こうした低金利政策は金本位制の放棄による管理通貨制への移行によってその基礎を与えられたのである。

また海外逃避資本の還流および国内退蔵貨幣の吸收を意図し、国防費

第X表 1931年から1939年におけるイギリス価格に対するフランス価格の比率

	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
1月	0.86	1.13	1.15	1.22	1.21	1.12	0.95	0.77	0.71
2月	0.87	1.13	1.16	1.26	1.22	1.12	0.96	0.75	0.72
3月	0.88	1.05	1.15	1.25	1.23	1.14	0.97	0.73	0.72
4月	0.88	1.10	1.17	1.25	1.21	1.14	0.94	0.72	0.72
5月	0.89	1.09	1.16	1.24	1.16	1.13	0.93	0.67	0.72
6月	0.87	1.10	1.13	1.22	1.13	1.12	0.93	0.66	0.71
7月	0.87	1.14	1.15	1.22	1.12	1.13	0.79	0.66	0.72
8月	0.86	1.17	1.19	1.23	1.12	1.16	0.80	0.66	0.73
9月	1.07	1.14	1.23	1.22	1.11	1.15	0.76	0.68	》
10月	1.04	1.20	1.20	1.19	1.10	0.86	0.73	0.68	》
11月	1.14	1.21	1.15	1.19	1.10	0.90	0.74	0.69	》
12月	1.18	1.18	1.17	1.20	1.12	0.92	0.75	0.71	》
平均	0.93	1.13	1.16	1.22	1.15	1.07	0.85	0.70	0.73

出所：Alfred Sauvy, op. cit., III. p. 509

調達のために1936年12月16日国防証券を発行した。国防証券は二種類に分けられ、一方は金所有者に対して、他方は“Baby Bonds”（俗称オリオール債）所有者に対して発行された。前者は期限3ヶ年、利子3½%，地金銀および金貨での払込み、期限には40%プレミアム付き償還、さらに相続税の3割迄償還価格をもって使用可能とし、またフランス銀行の借入担保としての使用を認めるなど、優遇措置が付帯されていた。後者は前年夏発行したいわゆるオリオール債所有者に対して、平価切下げによる損失を補うために、オリオール債と引換に期限9ヶ年、利子4%，償還プレミアム40%，相続税の2割迄使用可能、フランス銀行の担保受入れ等、前者とほぼ同様の条件で発行された。⁽³⁶⁾しかし、こうした国防債発行も、海外逃避資本の還流および国内退蔵貨幣の吸収にはあまり効果がなく失敗に終った。

また 1936 年 6 月 21 日可決された週 40 時間労働制が各産業部門で実際に採用されるに従い（建築業、織物業、冶金・金属工業では 1936 年末、化学工業・ガラス工業その他では 1937 年 4 月頃），時間当たりの賃金増大および失業者の吸収（失業者数は 1936 年 12 月の 41 万人から 1937 年 6 月には 32 万人に減少した）⁽³⁷⁾ に効果を発揮する一方で、平価切下げによる経済回復は、束の間に経済後退に席を譲ることになった。工業生産指数は 1937 年 3 月には 94 に達したが、6 月には 89 に後退し、主要産業部門においても 1937 年 1～3 月を最頂点として後退がみられる。さらに外国貿易も悪化し、原材料輸入は 1937 年 2 月 122 から 6 月には 115 に低落し、製造品輸出も 1936 年 12 月 60 から 1937 年 6 月には 55 に低落した。⁽³⁸⁾ こうした客観的推移は、労働者階級、中産階級の利益擁護の立場からの、つまり購買力理論に基づく恐慌克服政策による資本主義的再生産の再建は一つの自己矛盾であることを示唆し、世界経済との有機的連関の中でフランス資本主義の地位を確かなものにするには、國家権力の強力的介入によるフランス金融資本の体質強化の道しかないことを物語っている。こうして、ブルムの経済政策は必然的に金融資本に対する譲歩（1937 年 2 月 13 日ブルムによる「綱領」の一時休止宣言、⁽³⁹⁾ 1937 年 3 月 5 日新通貨政策採用）を重ねていくが、これまでの政府の一連の試みは最終的には金本位制廃棄によるいわば無制限的な信用貨幣創造力の確保一、結果的には政府と金融資本の融合癒着の基盤構築に大いに寄与してきたわけであり、更に言えば、第二次世界大戦以後の国家独占資本主義体制確立における先駆的・萌芽的形態としての歴史的意義を担ったといえる。

換言すれば、「ブルムの実験」を歴史的に誕生させた政治状況の底流には、帝国主義国として世界経済の中で同質化を余儀なくされた必然性と同時に、いまだに高利貸的再生産構造を保持しているというフランス特有の資本蓄積の問題が存在していた。従って、ブルム政権は、従来の

フランス資本主義の特殊性を内在必然的に表現していると同時に、それ以後のフランス資本主義のたどるべき道を決定した、いわば歴史上の結節点的存在であったといえる。

ブルム政権を取り巻く国際環境は、反ファシズムなる政治路線を通じて政府に軍事支出を余儀なくさせるが、こうした歴史的規定性は、公共事業政策に代って軍需産業育成へと、経済政策を転換させたのである。例えば、1937年度予算をみても特別予算156億フランのうち国防費95億フラン、⁽⁴⁰⁾ 公共事業費50億フランとあり、ブルム政権における公共事業政策の意義後退を明示するものである。すなわち、購買力理論あるいは公共事業政策による救済融資的恐慌対策は、巨額の軍事支出を梃子とした軍需産業および関連産業の育成—金融資本の投資意欲刺激による生産拡大—による景気刺激政策へと転換したが、このことは政府の経済政策が消費財需要創出から、軍事経済化を媒介とした生産財需要創出へと対象を転化させたことを意味する。こうして、資本制的再生産過程の中で必然的に生じた過剰労働力・過剰資本に対する追加的購買力=軍事支出の投入によって独占的蓄積機構の拡大再生産が保証されることになった。この結果、軍需産業を中心とした独占資本の資本蓄積は強化され、政府の役割は金融資本の利益擁護者へと変質していくことになるのである。こうした事態は、ブルム政府によって準備された私的資本信用—中央銀行信用—国家信用の重層的信用構造と、いわゆる国独資的蓄積機構とが、軍事支出を基軸として漸く稼働させられつつあることを意味するものである。

ブルム政権は、中小企業、農民、労働者の救済を基礎とし海外流出している貨幣資本の掌握による国内での資本蓄積の拡大を意図したが一過剰資本の国内での生産力化—、結局失敗に終った。従って、政府は不可避免に金融資本の救済による国内での生産拡大—フランの過大評価による国際競争力の減退に対し、平価切下げの実施を手始めとする資本への譲

歩一へと政策転換を実施し、結果的に、このような政策転換はブルム政権の存在意義そのものの喪失を現わしていた。

ともあれ、ブルム政権は軍事支出を媒介とする準戦時体制への移行を余儀なくされる中で財政的困難に遭遇し、1937年6月21日財政全権法案が最終的に議会で否決されたのを機に、ついに総辞職することになったのである。

〈註〉

(1) フランスにおける独占化への移行およびその急速な発展過程は、中小農民層および中小企業家の没落を必然化させた。こうした中間層の没落が進行の度を速めるに従い、その危機意識も鮮明さを加え、彼らの社会的・政治的影響は決定的に増大し重要な政治課題となった。このような中間層問題の重要性は、フランス資本主義の特有な再生産構造と不可分の関係にある。

(2) 島田悦子、前掲書、7—47頁

こうしたフランス鉄鋼業の技術的後進性は、第2次世界大戦以前においてついに克服されなかつた。この点に関して佐々木建氏の研究を参考すると以下のごとくである。

第2次世界大戦直前の数字によると、高炉199基のうち、250トン以下が48%，250～400トンが45%で、400トン以上はわずか7%しかなかつた。高炉付属設備についても、装入設備の機械化されているものは約3分の1、自動化されているものはわずか8%，熱風炉は最新式のものは35%にすぎなかつた。マルチン炉154基（1938年現在）は、アメリカその他では普通に設置されている100トンの炉は殆どなく、50～100トンの炉ですら23%しかなかつた。トーマス転炉101基のうち、ドイツでは50トンの炉が普通に利用されているのに対し、30トンをこえるものはなく、25～30トンが最も多かつた。弧光式電気炉は71基、誘導式電気炉は24基あったが、アメリカでは50～100トンの炉が設置されているのに対し、最高能力が30トンであった。圧延機は特に軽量製品用圧延機がたちおくれていた（佐々木建『現代ヨーロッパ資本主義論—経済統合政策を基軸とする構造』有斐閣、1975年、91—92頁）。

(3) Georges Dupeux, *La Société Française 1789—1960* (井上幸治監訳『フランス社会史 1789—1960』東洋経済新報社、24—30頁)

(4) フランス国内での物価暴落は次のような様相を呈した。つまり126品目の平均指数は1929年3月の653から1935年8月には330に低下し、農産物価格の指数は609から311に、工業生産物価格の指数は692から346に低下した。また国内生

産物のそれは 653 から 366 に、輸入生産物のそれは 655 から 303 に、小売価格のそれは 613 から 420 に各々低下した。(Raymond Aron, *Réflexions sur les problèmes économique française*, *Revue de Metaphysique et de Morale*, no. 4. 1937)

- (5) Georges Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, Paris, 1965, pp. 444—445, Alfred Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres (1931—1939)*, Paris, 1967, pp. 182—186
- (6) Alfred Sauvy, ibid., pp. 189—190
- (7) Alfred Sauvy, ibid., p. 190
- (8) このような購買力理論の背景には、生産量に比較しての消費量の不十分性に恐慌の原因を求める過少消費説的恐慌觀が存在していたことが理解される。
- (9) マティニヨン協定は次のような主要な内容をもっていた。
 - 1. 経営者代表は即時団体協約の制定を認める
 - 1. 組合活動の自由
 - 1. 5月25日現在の給料に対し 7% から 15% の引き上げ
 - 1. 労働者代表の選出
 - 1. 経営者は今回のストライキに関連して制裁を加えない
 - 1. 労働者による法の尊重
 - 1. 経営者が原則的に協約を受け容れた場合には、労働者はストライキを中止する
- (10) Robert Marjolin, *Reflections on the Blum Experiment*, *Economica* vol. 5 No. 18. 1938. p. 178, A. Werth, *The Front Populaire in Difficulties*, *Foreign Affairs* vol. 15. No. 4. 1937. 7. p. 606, R. W. B. Clarke, *Blum's Economic Policy*, *Fabian Quarterly* No. 11. 1936. p. 8, Alfred Sauvy, op. cit., p. 206
- (11) Fernand Maurette, *A year of "Experiment" in France (I)*, *International Labour Review* vol. XXXVI No. 1. 1937. 7. pp. 3—23
- (12) 週40時間労働制の各産業部門での実質的採用には、資本家側の抵抗が強かったために 1936 年末まで待たねばならなかった。
- (13) Alfred Sauvy, op. cit., pp. 210—212
- (14) 中村通義「ニューディール期のアメリカ資本主義」(『講座帝国主義の研究 (III) アメリカ資本主義』青木書店, 1973 年)
- (15) ブルム政府は、アメリカ・ニューディールにおける経済回復の起動力が消費増加を生む全国産業復興法による賃上げと労働時間短縮に主にあったと評価し、いわゆる「ルーズベルトの大規模かつ遠大な実験」を教訓としその模倣を試みたので

ある。Adolf Sturmthal, *The Tragedy of European Labor*, U. S. A. 1951
(神川信彦・神谷不二共訳『ヨーロッパ労働運動の悲劇』第1分冊, 岩波現代叢書, 168—194頁)

- (16) Fernand Maurette, *A year of "Experiment" in France (II)*, International Labour Review, vol. XXXVI No. 2. 1937. 8. pp. 152—153, M. Kalecki, *The Lesson of the Blum Experiment*, The Economic Journal vol. XLVIII 1938. p. 29, pp. 33—34, Alfred Sauvy, op. cit., pp. 212—213, R. W. B. Clarke, op. cit., p. 11. G. Peel, *The Economic Policy of France* (町田義一郎・吉田啓一共訳『仏蘭西最近の財政・経済政策』金融研究会叢書第九篇, 26—40頁)
- (17) xxx, *La Banque de France et l'Etat en 1936*, Revue Politique et Parlementaire, 1937.2. p. 213
- (18) Fernand Maurette, op. cit., (II), pp. 151—152
- (19) フランスにおける銀行制度の構造的変化として第一次世界大戦以降における一連の国営銀行諸機関の出現があげられる。これらの機関は民間銀行がそれまで極めて不十分にしか応じていなかった都市や、農村の中産階級の貨幣需要に答えることを目的として創設された。庶民銀行 Crédit Populaire (1918年), 農業信用 Crédit Agricole (1920年), 国民信用 Crédit National (1920年), 国家取引金庫 Caisse des Marchés de l'Etat (1936年) などがそれである。ブルム政府はこうした形態的には準備されていた中産階級への融資供給体制に対して、フランス銀行での再割引許可というパイプを通して実質的な保証を与えたと評価できる。(ジャン・ブーヴィエ著, 権上康男・中原嘉子訳『フランス帝国主義研究—19, 20世紀—』御茶の水書房, 1974年, 127—128頁)
- (20) Fernand Maurette, op. cit., (II), pp. 155—156
- (21) フランス銀行と政府との密接な連繋は、第一次大戦時のいわゆる統制経済下にその原初的経験をみることができる。こうした非常事態における戦費調達や戦後の復興資金のための巨額の政府貸上げは、インフレーションを昂進させ、国家財政および国民経済に及ぼす影響甚大であったと同時に、フランス銀行自体の政府に対する抵抗をも強化させた。第一次世界大戦後両者の関係は正常化するどころか、1925年4月15日には40億フラン, 3ヶ月後には60億フランが政府に貸し上げられ、貸上げ限度額も320億フラン (1925年7月1日協定), 395億フラン (1925年11月24日), ついで435億フラン (1925年12月7日協定) と止まるところを知らなかつた。かかる異常事態に対しフランス銀行は国庫勘定への支払停止を通告して抵抗を試みたが、結局1928年6月25日の貨幣法 Loi Monétaire によってはじめて両者間の正常化が現実のものとなつたのである。かかる法律は

1914年の強制通貨を廃止し、銀行券の兌換義務を定めて金本位制を確立させたが、また新フラン採用による平価切下げによって取得した再評価益は、政府貸上げ金の残余の完済に割り当てられ、新たに30億フランの無利子永久貸上げを認め、戦前の2億フランと合わせて32億フランを新たな貸上げ限度と規定した。フランス銀行はこれを機会に大蔵省証券の再割引も間接的貸付であるとみなして拒絶するほど、財政・金融の分離主義の原則を貫こうとした。こうして、フランス銀行はその私的性の濃厚な伝統的な銀行政策を追求することになるのである。つまり、いわゆる二百家族の金融寡頭支配の下に中央発券銀行であるフランス銀行が置かれることになったのである。

- (22) W. H. Wynne, *The French Franc*, June 1928–February 1937, *The Journal of Political Economy* vol. 45. No. 4. 1937. 8. pp. 502—503, op. cit., pp. 211—212, R. W. B. Clarke, op. cit., p. 9
- (23) R. W. B. Clarke, ibid., p. 10, Alfred Sauvy, op. cit., p. 213
- (24) ブルム政権の強力な支持団体である労働総同盟 C. G. T. は一貫して銀行および基幹産業部門の国有化を主張していた。労働総同盟は1935年10月世論に委ねた労働計画つまり〔経済改革〕プランを発表した。このプランはアメリカ・ニューディールの経験やアンリ・ド・マン（ベルギー労働党の構造改革論者、公共事業相と労働相を歴任）が1933年12月にベルギー労働党に適用させた労働計画により多くの示唆を得ていた。その内容は次のとくである。

プランはまず「産業の一般的必要」に見合う「産業に奉仕する」銀行制度の不在に経済沈滞の根源をみ、個人的利益から一般的利益の擁護者としての銀行と信用機関への改組を提案した。さらに「雇主、労働者、商業、農業、手工業者、自由業者、消費者協同組合の代表的組織の代表」から構成される経済評議会による信用統制の実現一すなわち、「産業の一般的必要」を表現する「全体利害」の立場からの信用統制の実現、および監督機関の設立によって信用機関の改組を補強することをも提案した。こうした信用機構の改組および信用統制により「国民の資本を国民のために投下することにより経済活動の連続性」が確保されるとともに、「全労働力と全産業諸力の完全かつ持続的活用」が保証され、その結果、経済恐慌の一掃が実現されるものと考えたのである。従って、このプランでは国有化が不可欠の前提となっていたのである。（*The International trade union movements*, vol. XV 1935, pp. 23—30, Georges Lefranc, *Le Syndicalisme en France*, Paris, 谷川稔訳『フランス労働組合運動史』白水社, 1974年, 91—93頁），また、ブルム政権の経済政策の論理的帰結は国有化にあるといいうるが、現実にはブルム政権内部の意見不一致により国有化の範囲は次のように限定された。

つまり国有化に対する評価の不一致および政府が労働条件の改善、恐慌克服、金融独占勢力の制圧という現実にとどまる国有化を主張したために、国有化の範囲および内容ともに極めて微温的であった。まず1936年8月11日付法律は軍需産業の国有化と航空機製造会社の国有化とを規定した。この法律によって政府は軍需品の製造・販売の事業所の全部もしくは一部の収用権を与えられ、陸・海軍の軍需工場は少数ではあるが無条件で政府直営の工廠とされた。また航空機製造会社6社は航空機製造国有会社4社に改組され、政府は90%以上の株式を所有し、自ら最大の顧客であると同時に最大の株主となったのである。次に1937年8月31日付法律によって政府と国有鉄道を含む鉄道諸会社との協定が取り交わされ、公私混合会社のフランス鉄道公社SNCF (la Société Nationale des Chemins de Fer Française) が誕生した。鉄道会社のこうした国有化は鉄道経営の財政的行詰りが必然的に国家介入を招來した結果であるといえる。(堀田和宏、前掲書、34—37頁および71—75頁)

(25) ブルム政府は短期資本の海外流出に対する対抗策として、割引率の引上げという伝統的な金利政策に頼る一方、1936年7月30日付法律で在外資産の隠匿に対する所罰の厳格化を規定し、在外資産および所得申告の強制を定めた。しかし、かかる法律が効力を発しなかったことは言うに及ぶまい。

	割引率	最長30日貸付	証券担保貸付
1936年1月9日	4%	4%	5½%
2月6日	3½%	3½%	5%
3月21日	5%	5%	6%
5月6日	6%	6%	8%
6月23日	5%	5%	6%
6月25日	4%	4%	5%
7月9日	3%	3%	4%

出所：十亀盛次、前掲書、145頁

(26) R. W. B. Clarke, op. cit., p. 10, Fernand Maurette, op. cit., (II), p. 157

(27) R. W. B. Clarke, ibid., p. 10, W. H. Wynne, op. cit., p. 504

(28) xxx, op. cit., pp. 213—219

(29) Alfred Sauvy, op. cit., p. 216, R. Marjolin, op. cit., p. 179

(30) Alfred Sauvy, ibid., p. 215, R. Marjolin, ibid., p. 179

(31) Alfred Sauvy, ibid., pp. 216—219, F. Maurette, op. cit., (II), pp. 153—

154

- (32) Alfred Sauvy, *ibid.*, pp. 219—222
- (33) 旧フラン=ポアンカレ・フランはポンド減価によって75～77フランになつたが、為替平衡資金は新フラン=オリオール・フランを約105フランで安定させるように運用された。
- (34) W.H. Wynne, *op. cit.*, pp. 510—512, André Neurrisse, *Histoire du Franc*, Paris (上杉聰彦訳『フランの歴史』白水社, 1971年, 104—106頁)
フランの平価切下げに後続してスイスは約30%, オランダは約22%の平価切下げを実施した。こうして金ブロック体制は脆くも終焉することになったのである。
- (35) Alfred Sauvy, *op. cit.*, pp. 231—235, R. Marjolin, *op. cit.*, p. 180
- (36) 十亀盛次, 前掲書, 196—199頁
- (37) Alfred Sauvy, *op. cit.*, p. 251, R. Marjolin, *op. cit.*, pp. 183—186
- (38) Alfred Sauvy, *ibid.*, pp. 249—251
- (39) ブルムは窮境からの脱出をはかるべく資本家との妥協政策に転換し、金自由市場政策と呼ばれる新通貨政策を採用した。その内容は、金の自由取引の復活、フランス銀行による金の時価買上げ、平価切下げによる利益の個人帰属を原則としたいわゆる金自由市場政策と、国庫負担の約半分を占める国防費調達を為替上の保証と選択とを有した公債に仰ぐ政策、つまり国防公債発行によって予算支出を削減する政策とから成り、1936年10月1日付法律の原則であった厳罰主義の徹回、海外逃避資本の還流誘導、国庫資金補充等を意図したものである。(十亀盛次, 前掲書, 206—220頁)
- (40) Alfred Sauvy, *op. cit.*, p. 246
- (41) 1936年に創設された国家取引金庫 Caisse des Marchés de l'Etat は、その設立の当初、国家との間に軍需資材(とくに航空機)の製造契約を結んだ産業諸企業に長期信用を開設していた(ジャン・ブーヴィエ, 前掲書, 128頁)

VI おわりに

「ブルムの実験」はその期待を裏切り、恐慌からの脱出の梃子とはなり得なかった。フランス経済が経済回復の兆候をみせたのは、皮肉なことに「平価切下げ」という中産階級および労働者の犠牲によってであり=自己の存立基盤そのものの堀り崩し、購買力増加政策の実質的否定の